公共施設等総合管理計画

豊後高田市

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

目次

第１章　本計画の目的と内容

（1）本計画の目的……1
（2）人口構造の変化……1
（3）施設の老朽化……1
（4）財政の問題……1
（5）本計画の位置づけ……2
（6）対象範囲と目標年次……2

第２章　本市の概要

（1）本市の概要……3
（2）将来の人口動向……3
（3）財政状況……5

第３章　公共施設等の状況

（1）公共施設の現況……9
（2）インフラ施設の現況……9
（3）年次別延床面積……10
（4）有形固定資産減価償却率の推移……11
（5）過去に行った対策の実績……12
（6）総務省モデル更新費用推計（公共施設のみ）……16
（7）個別施設計画反映更新費用推計（公共施設のみ）……17
（8）個別施設計画反映更新費用推計（公共施設・インフラ）……20
（9）対策の効果額算定……23

第４章　本計画の方針

（1）本市の公共施設等の課題の整理……24
（2）削減目標……24
（3）基本方針……25
（4）実施方針……28
（5）フォローアップの実施方針……29

目次

第５章　施設分類ごとの方向性

（1）市民文化・社会教育施設……30
（2）スポーツ・レクリエーション施設……32
（3）産業施設……34
（4）学校教育施設……36
（5）子育て支援施設……38
（6）保健・福祉施設……39
（7）庁舎等……40
（8）住宅施設等……42
（9）公園……44
（10）供給処理施設 ……45
（11）用途廃止施設等 ……51

第６章　今後の推進スケジュール

（1）全庁的な取組体制の構築……52
（2）予算編成部署との連携……52
（3）広域的な連帯体制の構築……52
（4）職員の意識啓発……52
（5）今後のスケジュール……53
（6）情報管理……53
（7）市民との情報共有……53

付録

公共施設等の更新費用の試算の前提……54
策定・改訂の経緯……57
資料集……58

第 1 章

本計画の目的と内容

本計画の目的と内容

（1）本計画の目的

本計画は、総務省の「公共施設等の総合的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）」の策定要請（平成 26 年 4 月）に基づき作成するものです。

インフラ施設を含む公共施設（以下公共施設等）を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析を行うとともに、公共施設等の現状・将来にわたる見通しを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めることを目的としています。

また今回の計画については、必要に応じて計画の見直しを行うものとし、令和 3 年度に改訂を実施しています。

（2）人口構造の変化

全国的に人口減少や少子高齢化による人口構造の変化に伴う税収入の減少と扶助費等の義務的経費の増加による財源不足が年々深刻化しており、本市においても、かつてのように多くの施設を一斉に更新することは困難な状況にあります。

また、人口減少や少子高齢化などの環境の変化に対応し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国は 2015 年度を「地方創生元年」と位置付けました。今後ますます厳しくなる地域間競争において、これからも本市が魅力ある地域であるためには、時代の変化に適応し、未来に向けて発展し続ける必要があります。

（3）施設の老朽化

全国各地で防災機能と、施設の老朽化問題が注目されるようになりました。

施設にとって、年数の経過に伴う老朽化は避けられない問題です。これまでに建設された公共施設等について、修繕や建替え、統廃合、除却などの見直しが必要となります。

（4）財政の問題

税収の減少や、扶助費の増加が予測される中、今まで整備してきた公共施設等の維持管理、大規模改修や、更新整備にかかる支出が財政を圧迫してくることが予測されます。

公共施設等にかかる現状を把握し、その対応策を検討する取組みが求められます。

（5）本計画の位置づけ

本市における本計画の取組については、「第２次豊後高田市総合計画」等の上位計画に即するとともに、過疎地域持続的発展計画（過疎計画）や都市計画マスタープラン等地域づくりの部門別計画との整合を図りながら推進します。

本計画は、中長期的な展望のもと、社会経済情勢や国の動向、本市の行財政状況などを総合的に鑑みながら、本市全体の公共施設等を総合的に管理するための計画であり、公共施設やインフラ施設に係る個別の計画を包括する基本的な方針を定めるものです。

（6）対象範囲と目標年次

○対象範囲

本計画では、今後の建替えや大規模改修などを検討する施設として、公共施設とインフラ施設を併せた公共施設等を対象とします。また、全行政区域が対象となります。

○目標年次

本計画は概ね 40 年先の令和 38 年（2056 年）を展望しながら、上位計画の見直しや社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行います。

【本計画の対象】

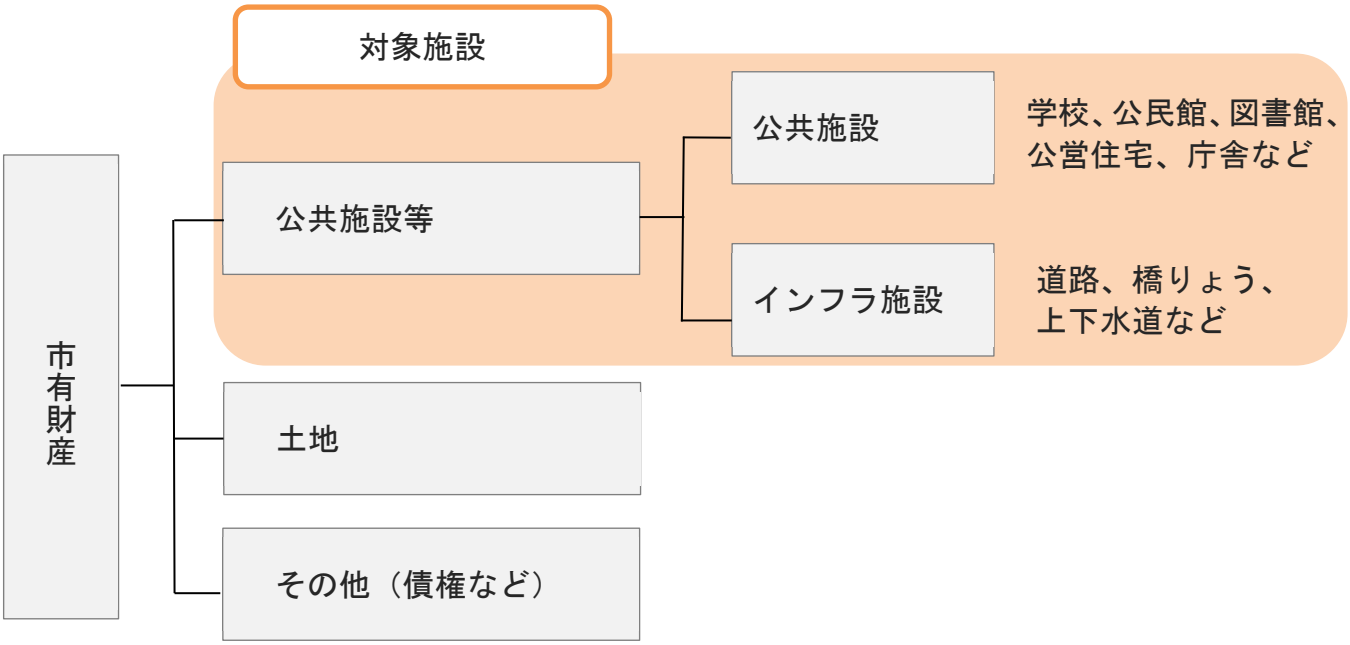

第 2 章

本市の概要

本市の概要

（1）本市の概要

本市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、東経 131° 26′ 、北緯 33° 33′ 、東西の距離 17.1km、南北の距離 23.2km、総面積は 206.24 ㎢で、北は周防灘に面し、豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内式気候に属しています。

現在の豊後高田市は平成 17 年 3 月 31 日に旧豊後高田市、真玉町、香々地町の 1 市 2 町が合併して誕生し、あらゆる地域資源の結合により地域力を高めながら、市民と行政との協働によるまちづくりに取り組んでいます。

（2）将来の人口動向

国（社人研）の推計（平成 27 年国勢調査ベース、平成 30 年 3 月推計）によると、総人口は、平成 22 年国調ベースの推計よりも、生残率の上昇や合計特殊出生率といった自然増加に寄与する好材料や、幼年期、青年期、定年退職年齢前後の流入といった社会増加に寄与する好材料をもって、推計値が上向きに改善しています。また、令和 2 年の国勢調査実績値は、人口ビジョン【目標値】及び社人研推計値（平成 22 年度・平成 27 年度）を上回っています。

ただし、増加に転じるまでには至らず、今後の目標値でも減少が見込まれており、10 年後の令和 12 年には現時点から 91%、20 年後の令和 22 年には同 84%、30 年後の令和 32 年には同 80%まで減少し、17,653 人となります。

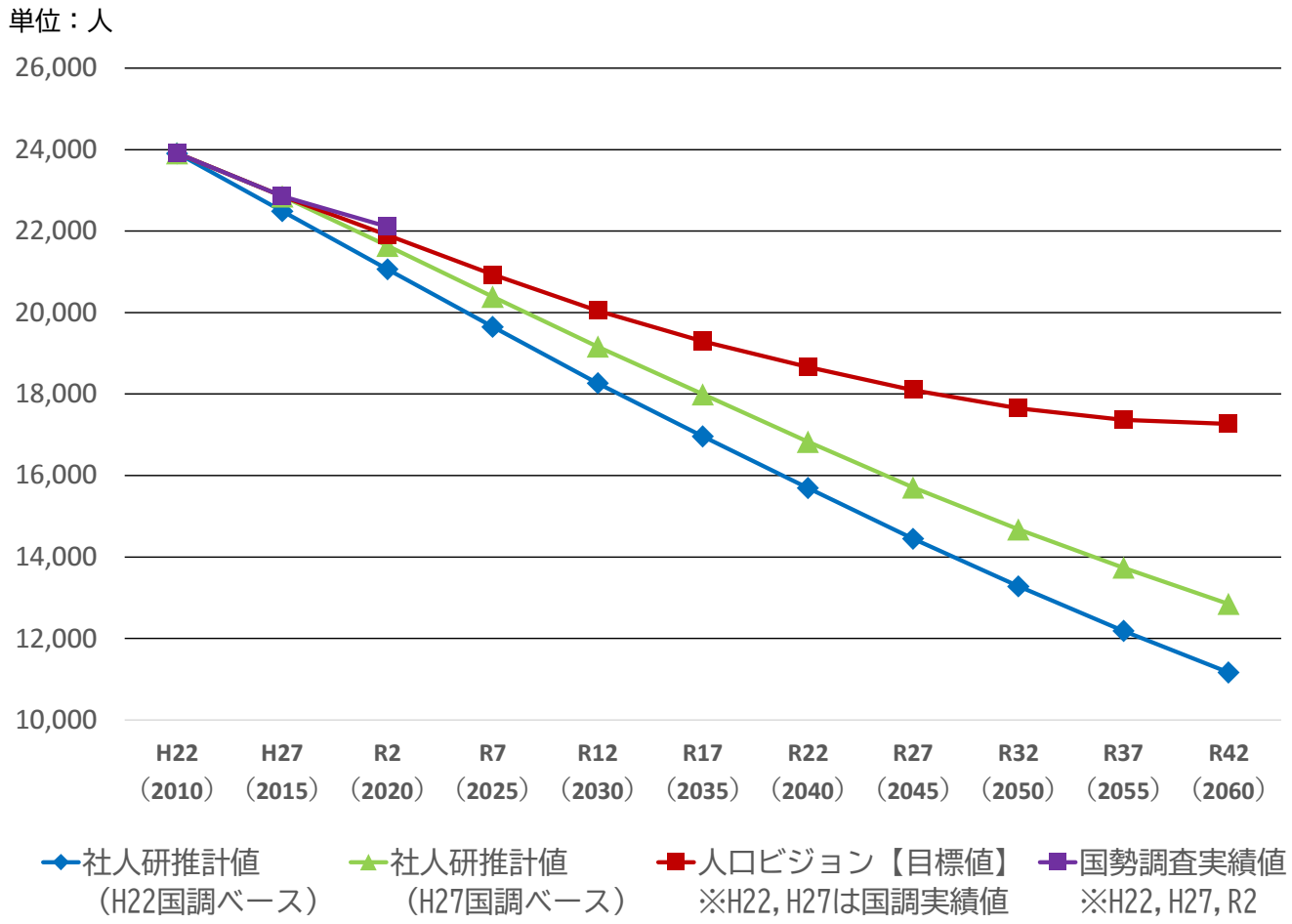

国の推計＝社人研推計
■社人研とは　国立社会保障・人口問題研究所の通称。

（単位：人）

	H22（2010）	H27（2015）	R2（2020）	R7（2025）	R12（2030）	R17（2035）	R22（2040）	R27（2045）	R32（2050）	R37（2055）	R42（2060）
国勢調査実績値 ※H22,H27,R2	23,906	22,853	22,112	-	-	-	-	-	-	-	-
人口ビジョン【目標値】 ※H22,H27は国調実績値	23,906	22,853	21,904	20,930	20,047	19,295	18,661	18,099	17,653	17,369	17,266
社人研推計値 （H27国調ベース）	23,906	22,853	21,638	20,390	19,164	17,994	16,828	15,709	14,677	13,735	12,845
社人研推計値 （H22国調ベース）	23,906	22,485	21,061	19,647	18,264	16,957	15,694	14,450	13,279	12,187	11,167

資料：豊後高田市人口ビジョン 参考

（3）財政状況

（投資的経費の推移からの視点）

本市の過去 10 年（平成 23 年度～令和 2 年度）の「歳出総額と義務的経費比率の推移」をみると、投資的経費は最小値が 18.4 億円、最大値が 42.9 億円で、平均値が 23.9 億円／年である。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策により決算総額が増高したが、投資的経費は当該平均値並の 23.5 億円である。平成 26 年度～平成 27 年度は庁舎建設により大きかった年であるが、「豊後高田市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」）で定める期間のような超長期間の中ではこのような一時的な増高は今後も想定される。今後の見通しとしては、本計画で推進する老朽施設の長寿命化や各施設の統廃合に関する事業だけではなく、「豊後高田市総合計画」（以下「市総合計画」）等の上位計画で示しているとおり人口増施策と新たな観光振興施策を推進するには、過去 10 年と同水準以上の投資的経費を要する。

ただし、投資的経費の現在の水準を保つための課題もあり、過疎自治体にとっては、過疎対策事業債のような有利な財源を今後も確保できるか否かである。例えば人口減少の抑制に効果が出たからといって過疎自治体から外れ過疎対策事業ができなくなると、公共投資を抑制する方向になるのではないか、そして公共投資が疎かになるとひいては再び過疎化に拍車がかかるのではないかという過疎自治体制度にはジレンマを生じさせる要素がある。

見通しがコロナ禍も相まって不透明な要素もあるが、本市が基礎自治体として持続的発展を果たすには、人口減少幅の抑制等を図る上位計画に沿った事業と同時に、これまで減少し今後も逓減を続ける人口の推移を想定した上で、将来の人口に見合った公共施設整備を意識した事業の推進が肝要と思料する。

・過去 10 年（H23～R2）の投資的経費の平均は約 23.9 億円/年

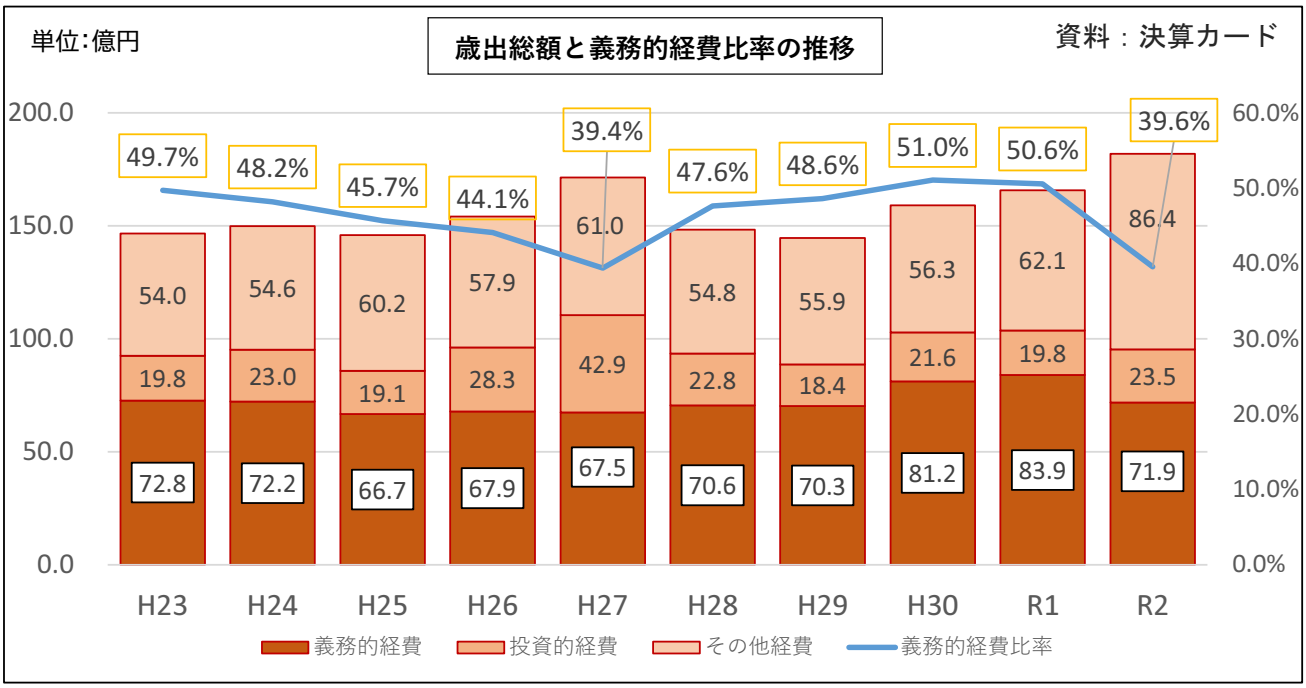

（義務的経費の推移からの視点）

令和 2 年度の義務的経費の値が減少（令和元年度=83.9 億円、令和 2 年度=71.9 億円）した主な理由は平成 29 年度～令和元年度の繰上償還（3 年間で約 24 億円）によるものであり、令和 2 年度の義務的経費の比率が低下した理由は当該繰上償還による公債費の減少と、上述の新型コロナウイルス感染症対策による決算総額の増加によるものである。

本市の過去 10 年の「地方債の状況」をみると、庁舎建設後の平成 27 年度末残高が約 195 億円でピークとなったが、平成 29 年度～令和元年度の繰上償還により、令和 2 年度末で約 158 億円と過去 10 年間で低水準の残高である。しかし、今後も引き続き老朽化施設の長寿命化や更新、未来に向けた投資として観光誘客施設の新設や道路等インフラ整備など、過疎対策事業債や合併特例債などの有利な地方債を活用した大型事業が控えているため、当分は増加していく見通しである。地方債残高の増加に伴い、公債費も増加していくことになる。

一般論として、義務的経費のうち扶助費は制度的な社会保障費拡大により増加傾向にあり、人件費や公債費は固定的な経費であるので組織の見直しや施設の統廃合などがない限り、増加する事はあっても減少する要素は少ない。

本計画は投資的経費や維持管理費を左右する計画であるが、固定的な経費である義務的経費のうち施設管理に要する人件費や、施設整備で活用する地方債の償還費である公債費などの必要経費の多寡を左右するものであるため、持続可能な財政を維持するためには、このような事も考慮し本計画を推進しなければならない。

・R2決算の義務的経費比率は過去 10 年で 2 番目に低く、県内 14 市中 6 番目に低い
・地方債残高は過去 10 年でみるとR1で最も少なく、R2は微増となっている

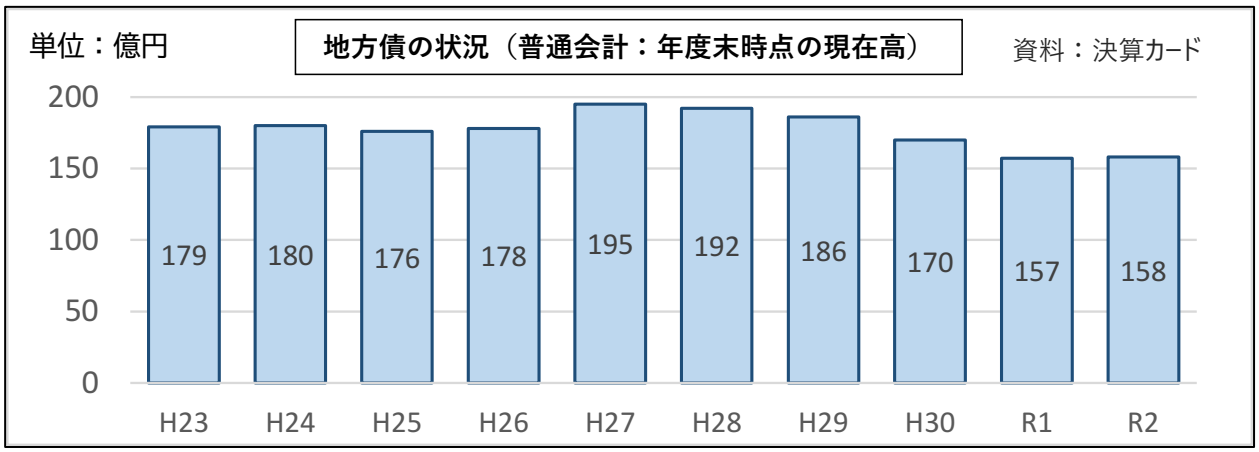

（市税及び地方交付税の推移からの視点）

地方交付税の大半を占める普通交付税は、国が算定する基準財政需要額から市税等基準財政収入額を差し引いた額で算定されることから、市税及び地方交付税の合算額の推移をみることとする。本市の過去 10 年の「市税及び地方交付税の状況」をみると、平成 23 年度～平成 26 年度までは 90 億円前後で推移している。その理由としては、本市は平成 17 年に合併し、平成 26 年度までは合併算定替えという特例的な加算が 10 割加算されていたためである。しかし、その 10 割加算が平成 27 年度は 9 割、平成 28 年度は 7 割、平成 29 年度は 5 割、平成 30 年度は 3 割、令和元年度は 1 割、という具合に逓減され、令和 2 年度以降の加算はない。その結果平成 26 年度の市税及び地方交付税の合算額が約 88.6 億円であるのに対し、令和 2 年度では約 81.6 億円と 7 億円も減少し、平成 27 年度から令和 2 年度の 6 年間だけで、平成 26 年度と比較し、累計で約 33.3 億円もの財源が減少したといえる。（※合併算定替えに関する財源の減少の補足説明は後述する）

もはや合併による加算措置は終了し、その時々の行政需要に応じた加算は今後もあろうが、

当然に当該加算に見合う支出も想定されるため、余裕財源が生じるわけではない。また、昨今のコロナ禍による国及び地方における税収への影響なども考慮すれば、将来を楽観できるような情勢ではないことを、あらゆる計画における前提条件として考慮すべきである。市税も地方交付税もいずれも人口に比例的な関係のある財源であるので、本市が市総合計画等で掲げる人口増施策の推進は本市の持続発展には大変重要な課題である。

ただし、人口減少幅は抑制傾向であるものの人口数は年々減少しているので、人口に見合った公共施設整備という考えは本計画により推進する必要があると思料する。

・市税及び地方交付税は合併算定替えが終了し特例的な上乗せは既にない

※合併算定替えに関わる財源の減少について

平成 26 年度の地方交付税 88.6 億円　×　6 年間分　＝　531.6 億円・・・(A)

平成 27 年度～令和 2 年度の 6 年間分の市税及び地方交付税の合計　＝　498.3 億円・・・(B)

（A）　－　（B）　＝　33.3 億円

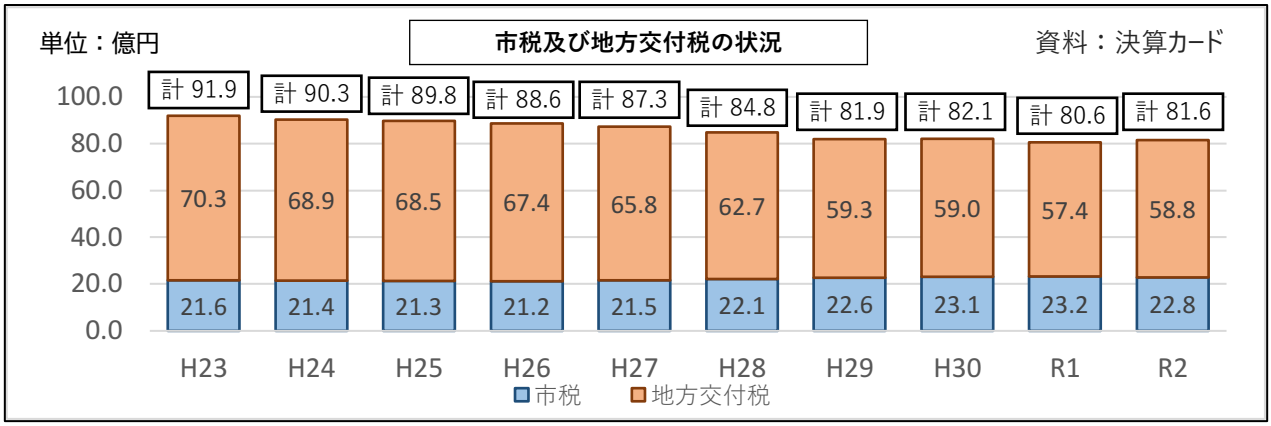

（基金残高の推移からの視点）

本市の過去 10 年の「基金の状況」をみると、減債基金が平成 29 年度以降大幅に減少（平成 28 年度末=約 30 億円、令和元年度末=約 7 億円）していることがわかる。先の見出し「義務的経費の推移からの視点」で記述したように平成 29 年度～令和元年度の 3 年間で減債基金を崩し約 24 億円の繰上償還を実施したためである。今後も将来の財政需要に対応するため、特定目的基金にあっては、積み立てられる年次は積極的に積み立て、財源調整的な基金にあっては、適正水準以上の維持は当然のことながら、今後の老朽化施設の長寿命化や更新、人口増施策や新たな観光振興施策に関する公共施設整備に要する地方債借入額の増加も想定し、かつ各種財政指数も考慮し一定程度の積み立てによる増額を図っていきたいところである。

・R2 年度末の基金残高は約 99 億円で人口一人当たりでは県内 14 市中 3 番目に多い
・R2 決算の経常収支比率は県内 14 市中トップで低い
・R2 決算の実質公債費比率は過去 10 年で最も低く、県内 14 市中 7 番目に低い

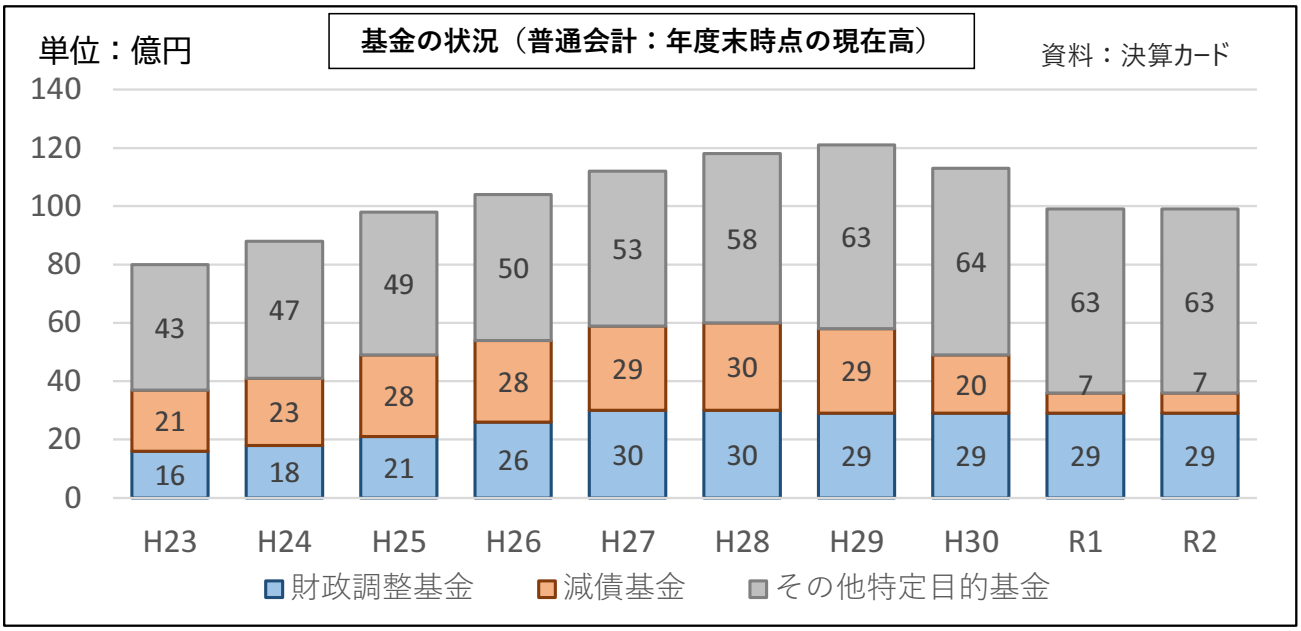

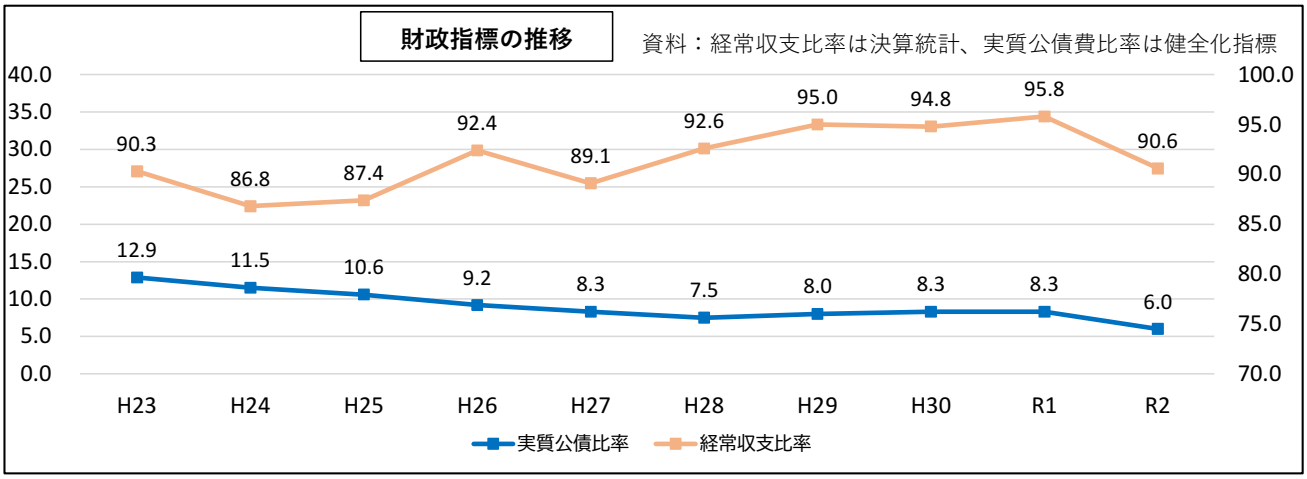

（まとめ）

基礎自治体が持続的に発展するための基盤は「ひと」である。人口減少が続くと、やがて基礎自治体としては存続できなくなる。人口減少に比例して地方税や地方交付税も減少し、財政が義務的経費に圧迫され投資的経費を減少せざるを得なくなり、益々人口減少に拍車がかかるスパイラルに陥るからである。

本市ではこのような事態を回避するため、上位計画である市総合計画において本計画 P3「将来の人口動向」で示すとおり、将来人口の目標値を掲げ当該目標値に到達するよう子育て支援をはじめとする人口増施策や交流人口及び関係人口を増加させるよう新たな観光振興施策等に努めている。その結果、先般の令和 2 年の国調人口の確定値は国の推計値の上方値である本市の目標値をも超える値に到達し、取組みの成果が数値に表れたところである。

本計画は、上位計画で掲げる目標を目指すための事業を優先しつつも、現存する施設が建設された当時の人口及び利用者数と現在の人口及び利用者数との間に相当の差が生じていることを踏まえ、更に将来の人口及び利用者は現在より減少することも想定したうえで、持続可能な財政運営を行うことができるよう策定し進ちょくさせ、適宜見直していくものとする。

第 3 章

公共施設等の状況

（1）公共施設の現況

本市の公共施設は全 198 施設、総延床面積は 162,257.3 ㎡です（令和 3 年 3 月末時点）。このうち最も多くの面積割合を占めているのは小学校や中学校などの学校教育施設で、総延床面積の約 33.8%を占めています。

令和 2 年度現在、昭和 61 年以前に建てられた築 40 年以上の施設が約 3 割あり、老朽化が進行している施設がいまだ多数あります。

（2）インフラ施設の現況

本市のインフラ施設としては、道路面積 2,882,534 ㎡、橋梁面積 6,200 ㎡（橋梁長寿命化対象 42 橋分）、上水道配水管延長 167,227m、下水道管延長 168,000mがあります。

【分類別施設数及び延床面積】

施設分類	策定時（H28年度末）		改訂時（R2年度末）		増減	
	施設数	延床面積[㎡]	施設数	延床面積[㎡]	施設数	延床面積[㎡]
市民文化・社会教育施設	24	13,800.7	25	13,680.0	1	▲ 120.7
スポーツ・レクリエーション施設	21	15,975.7	25	18,026.5	4	2,050.8
産業施設	19	10,888.7	18	3,113.3	▲ 1	▲ 7,775.4
学校教育施設	18	54,321.9	18	54,808.3	0	486.4
子育て支援施設	6	2,788.5	6	2,788.5	0	0.0
保健・福祉施設	21	4,742.8	5	2,508.0	▲ 16	▲ 2,234.8
庁舎等	12	14,607.5	13	15,271.1	1	663.6
住宅施設等	25	29,564.3	24	29,146.2	▲ 1	▲ 418.1
公園	9	661.0	11	799.8	2	138.8
供給処理施設	33	12,351.3	34	12,372.3	1	21.0
用途廃止施設等	18	8,751.3	19	9,743.3	1	992.0
合計	206	168,453.7	198	162,257.3	▲ 8	▲ 6,196.4

（3）年次別延床面積

建築年別にみると、昭和 56 年以前に建てられた旧耐震基準の建築施設は、一部耐震改修済みであるものの、床面積合計 56,820 ㎡（35.0%）あり、古い施設から老朽化の進展に応じて順次、大規模改修や建替えが必要となります。

また一般に、築 30 年程度が経つと老朽化が進んでおり、大規模改修が必要ということが言われています。本市は、保有施設のうち施設床面積合計 87,666 ㎡（54.0%）が 30 年を経過し、また今後 10 年のうちに 127,214 ㎡（78.4%）が老朽化することが見込まれます。特に、学校、公営住宅などで老朽化が進行しています。

【年度別整備延床面積】

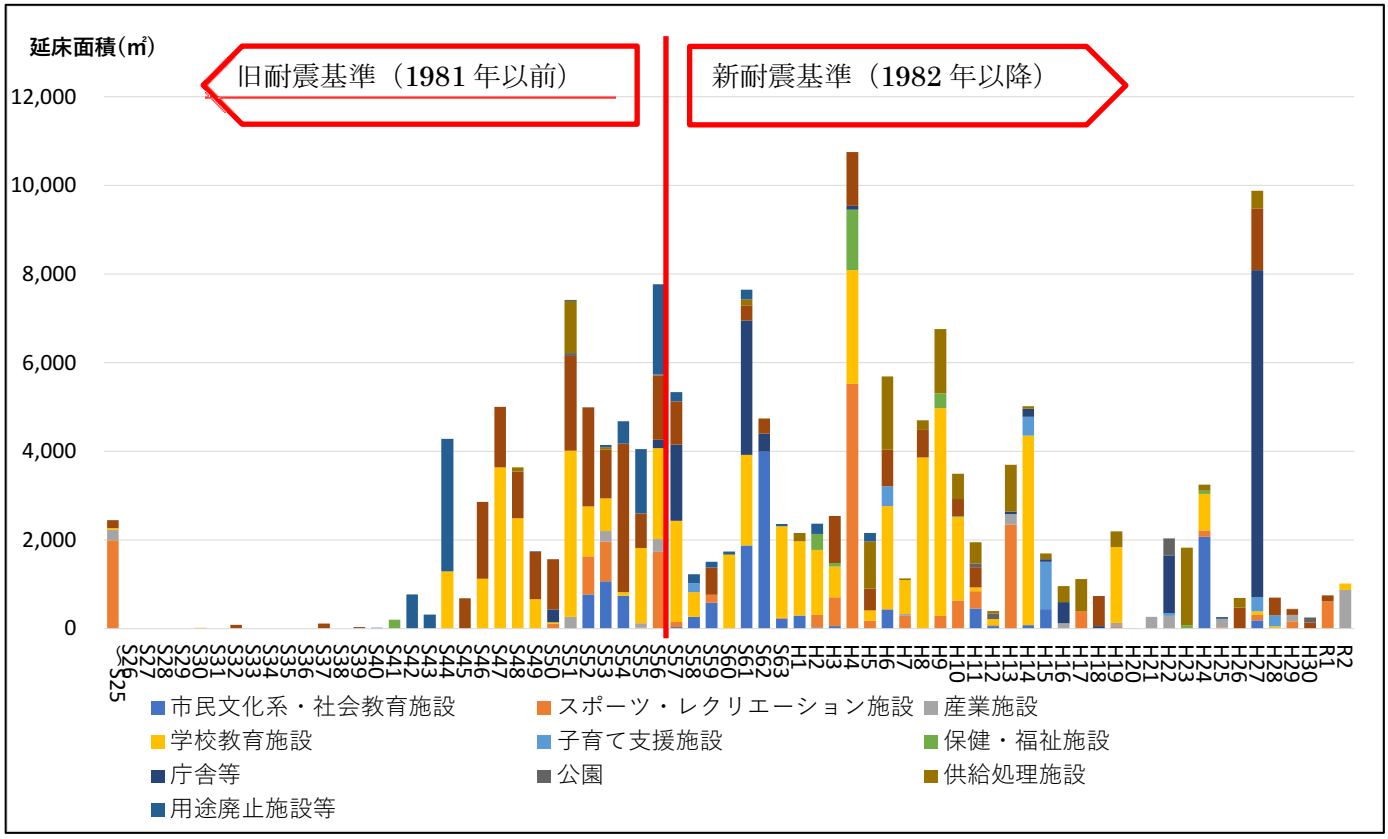

※令和 2 年度末時点

（4）有形固定資産減価償却率の推移

本市が所有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。数値が高いほど施設の老朽化が進行していることを表します。

有形固定資産減価償却率の算定には、財務諸表の作成にも用いている固定資産台帳の数値を活用しています。

全体として上昇傾向にあるものの、類似団体と比較して低水準となっています。これは庁舎や消防施設、図書館等、老朽化した施設の更新等を実施した結果です。一方、耐用年数を超過しているものも未だ多く存在していますので、各種計画に基づき、統廃合・複合化等による適正配置、並びに長寿命化対策等による適正な管理を進めていきます。

【年度別整備延床面積】

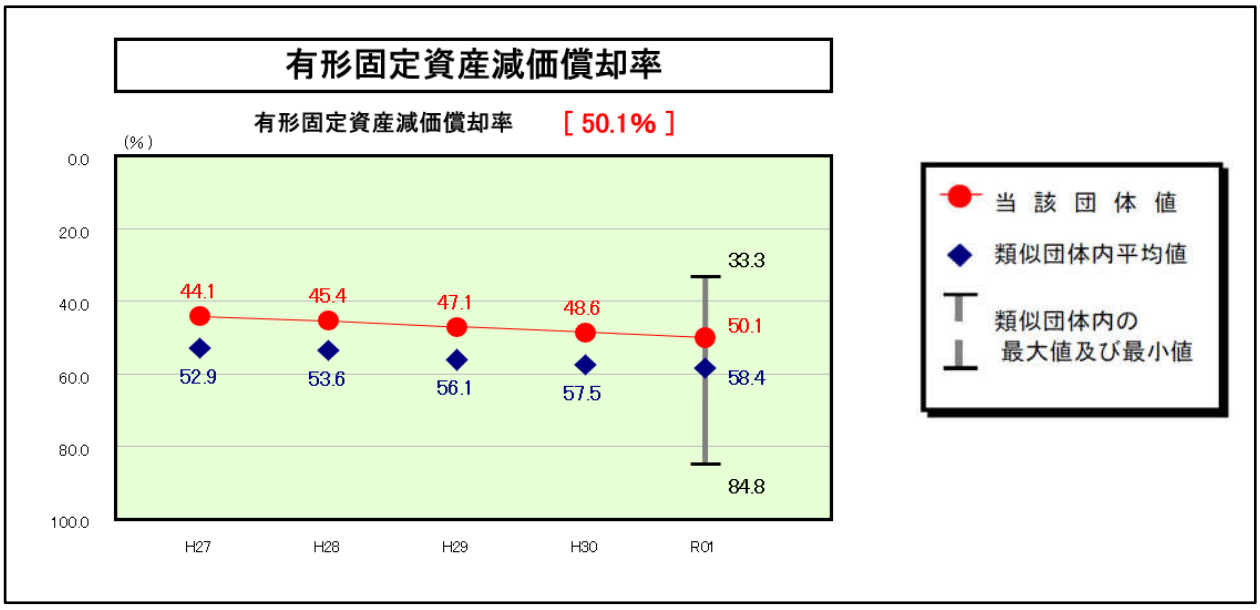

【有形固定資産減価償却率の算定式】

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却対象資産の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$

（5）過去に行った対策の実績

本計画策定以降に公共施設マネジメントとして実施した対策は以下の通りです。

【対策事例（平成 28 年度以降に実施した対策を記載）】

施設用途区分	施設名称	建物名称	H28面積（㎡）	R2面積（㎡）	増減（㎡）	増減理由
市民文化・社会教育施設	中央公民館	公民館	2,074.7	1,875.9	▲ 198.8	台帳整備
	宮町二区集会所	宮町二区集会所		33.1	33.1	台帳整備
	三重公民館	普通教室・管理室棟	615.0	589.0	▲ 26.0	台帳整備
	三重公民館	校舎増築部分		71.0	71.0	台帳整備
スポーツ・レクリエーション施設	富貴寺駐車場	便所		29.8	29.8	台帳整備
	スパランド真玉	総合活性化センター		343.6	343.6	台帳整備
	長崎鼻リゾートキャンプ場	ﾊﾞﾝｶﾞﾛｰC棟	19.9		▲ 19.9	解体
	長崎鼻リゾートキャンプ場	海水浴場入口ｼｬﾜｰ棟	103.0		▲ 103.0	解体
	長崎鼻リゾートキャンプ場	ﾊﾞﾝｶﾞﾛｰA棟	44.2		▲ 44.2	解体
	長崎鼻リゾートキャンプ場	ﾊﾞﾝｶﾞﾛｰB棟　1	13.3		▲ 13.3	解体
	長崎鼻リゾートキャンプ場	ﾊﾞﾝｶﾞﾛｰB棟　2	13.3		▲ 13.3	解体
	長崎鼻リゾートキャンプ場	ﾊﾞﾝｶﾞﾛｰB棟　3	13.3		▲ 13.3	解体
	長崎鼻リゾートキャンプ場	ﾊﾞﾝｶﾞﾛｰB棟　4	13.3		▲ 13.3	解体
	長崎鼻リゾートキャンプ場	ﾊﾞﾝｶﾞﾛｰD棟　1	9.9		▲ 9.9	解体
	長崎鼻リゾートキャンプ場	コテージA棟-1		82.8	82.8	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	コテージＡ棟　2		82.8	82.8	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	コテージＢ棟　1		72.0	72.0	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	コテージＢ棟　2		72.0	72.0	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	コテージＣ棟　1		42.0	42.0	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	コテージＣ棟　2		42.0	42.0	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	コテージＣ棟　3		42.0	42.0	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	コテージＣ棟　4		42.0	42.0	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	コテージＣ棟　5		42.0	42.0	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	コテージＣ棟　6		42.0	42.0	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	デジタルアートギャラリー		199.0	199.0	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	サウナコテージ		10.2	10.2	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	イグルーサウナ		4.2	4.2	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	イグルーサウナ		4.2	4.2	新築
	長崎鼻リゾートキャンプ場	イグルーサウナ		4.2	4.2	新築
	玉津駐輪場	駐輪場		183.5	183.5	購入
	香々地体育センター	屋内運動場		555.0	555.0	施設変更

施設用途区分	施設名称	建物名称	H28面積（㎡）	R2面積（㎡）	増減（㎡）	増減理由
スポーツ・レクリエーション施設	並石ダムグリーンランド	管理棟		100.1	100.1	施設変更
	並石ダムグリーンランド	便所兼休憩所		30.0	30.0	施設変更
	並石ダムグリーンランド	簡易宿泊所		149.6	149.6	施設変更
	並石ダムグリーンランド	管理棟増築分		106.0	106.0	施設変更
産業施設	新町創業支援施設	店舗兼住宅（A棟）		137.6	137.6	新築
	新町創業支援施設	店舗兼住宅（B棟）		263.4	263.4	新築
	新町創業支援施設	店舗兼住宅（C棟）		267.0	267.0	新築
	新町交流拠点施設	休憩所・展示室・便所（D棟）		205.4	205.4	新築
	豊後高田市ライスセンター	そば乾燥調整施設	128.0		▲ 128.0	譲渡
	豊後高田市ライスセンター	ライスセンター	1,578.9		▲ 1,578.9	譲渡
	豊後高田市堆肥センター	堆肥舎	4,273.5		▲ 4,273.5	譲渡
	新規就農者用研修施設	鉄骨ハウス	2,376.0		▲ 2,376.0	売却
	まちなか居住促進施設	店舗兼住宅		144.1	144.1	新築
	中央通創業支援施設	店舗兼住宅		241.7	241.7	購入
	旧西土居ライスセンター・農機具格納庫	農機具格納庫	85.6		▲ 85.6	施設変更
	旧西土居ライスセンター・農機具格納庫	ライスセンター	206.9		▲ 206.9	施設変更
	並石ダムグリーンランド	管理棟	100.1		▲ 100.1	施設変更
	並石ダムグリーンランド	便所兼休憩所	30.0		▲ 30.0	施設変更
	並石ダムグリーンランド	簡易宿泊所	149.6		▲ 149.6	施設変更
	並石ダムグリーンランド	管理棟増築分	106.0		▲ 106.0	施設変更
学校教育施設	臼野小学校	プール専用附属室（更衣室）		48.0	48.0	台帳整備
	河内小学校	プール専用附属室（更衣室）		40.0	40.0	台帳整備
	桂陽小学校	校舎	2,375.0	2,371.0	▲ 4.0	台帳整備
	桂陽小学校	倉庫		24.2	24.2	新築
	桂陽小学校	ボンベ室		5.0	5.0	台帳整備
	呉崎小学校	倉庫		24.2	24.2	新築
	呉崎小学校	プール専用附属室（更衣室）		40.0	40.0	台帳整備
	香々地小学校	普通教室棟	865.0	827.0	▲ 38.0	台帳整備
	高田小学校	倉庫		35.6	35.6	新築
	高田小学校	プール専用附属室（更衣室）		51.0	51.0	台帳整備
	草地小学校	プール専用附属室（更衣室）		40.0	40.0	台帳整備
	田染小学校	プール専用附属室（更衣室）		40.0	40.0	台帳整備
	田染小学校	倉庫		72.0	72.0	台帳整備
	田染小学校	便所		9.0	9.0	台帳整備
	高田中学校	プール専用附属室（更衣室）		40.0	40.0	台帳整備
	高田中学校	体育倉庫		33.0	33.0	台帳整備
	高田中学校	部室		90.0	90.0	台帳整備
	戴星学園	倉庫		94.0	94.0	台帳整備
	教育支援教室ビリーブ（旧桂陽小学校美和分校）	校舎	285.0		▲ 285.0	解体
	教育支援教室ビリーブ（旧桂陽小学校美和分校）	便所	15.0		▲ 15.0	解体
	教育支援センター	校舎		142.4	142.4	新築

施設用途区分	施設名称	建物名称	H28面積（㎡）	R2面積（㎡）	増減（㎡）	増減理由
保健・福祉施設	横嶺老人憩の家	老人憩いの家	130.4		▲ 130.4	譲渡
	灰屋老人憩の家	老人憩いの家	113.1		▲ 113.1	譲渡
	犬田老人憩の家	老人憩いの家	107.7		▲ 107.7	譲渡
	古城老人憩の家	老人憩いの家	107.6		▲ 107.6	譲渡
	荒尾老人憩の家	老人憩いの家	125.1		▲ 125.1	譲渡
	新城老人軽作業所	老人軽作業所	100.4		▲ 100.4	譲渡
	西新町ふれあいの館	西新町ふれあいの館	165.0		▲ 165.0	譲渡
	池田区老人憩の家	老人憩いの家	127.3		▲ 127.3	譲渡
	池部老人軽作業所	老人軽作業所	108.3		▲ 108.3	譲渡
	中村老人憩の家	老人憩いの家	105.8		▲ 105.8	譲渡
	長添公民館、長添老人軽作業所	老人軽作業所	106.0		▲ 106.0	譲渡
	猫石老人憩の家	老人憩いの家	123.1		▲ 123.1	譲渡
	蕗老人憩の家	老人憩いの家	115.6		▲ 115.6	譲渡
	払田老人憩の家	老人憩いの家	111.9		▲ 111.9	譲渡
	本町一区老人憩の家	老人憩いの家	108.0		▲ 108.0	譲渡
	老人憩いの家香寿苑	香寿苑	479.5		▲ 479.5	施設変更
庁舎等	香々地庁舎	倉庫	191.2	90.3	▲ 100.9	台帳整備
	香々地庁舎	車庫（消防出張所横）		285.0	285.0	台帳整備
	旧老人憩いの家香寿苑	香寿苑		479.5	479.5	施設変更
住宅施設等	西土居住宅	２Ａ－１棟	127.7		▲ 127.7	解体
	西土居住宅	２Ａ－２棟	127.7		▲ 127.7	解体
	西土居住宅	２Ａ－１棟		132.5	132.5	新築
	西土居住宅	２Ａ－２		132.5	132.5	新築
	大村第1団地	５号棟	36.4		▲ 36.4	解体
	大村第1団地	８号棟	36.4		▲ 36.4	解体
	白石住宅	３棟	123.0		▲ 123.0	解体
	白石住宅	２Ａ－１棟	137.5	130.8	▲ 6.7	台帳整備
	白石住宅	２Ａ－２棟	137.5	130.8	▲ 6.7	台帳整備
	白石住宅	２Ａ－３棟		130.8	130.8	新築
	白石第２住宅	２Ａ－２棟	123.0		▲ 123.0	解体
	片山住宅	１号棟	26.4		▲ 26.4	解体
	片山住宅	２号棟	26.4		▲ 26.4	解体
	片山住宅	４号棟	26.4		▲ 26.4	解体
	片山住宅	７号棟	34.7		▲ 34.7	解体
	立畑住宅	３－２棟	112.4		▲ 112.4	解体
公園	御玉市民公園	公衆トイレ		51.3	51.3	新築
	御玉市民公園	倉庫		45.6	45.6	新築
	御玉市民公園	四阿1		7.3	7.3	新築
	御玉市民公園	四阿2		7.3	7.3	新築
	御玉市民公園	四阿3		7.3	7.3	新築
	夷耶馬農村公園	公衆トイレ		20.0	20.0	台帳整備

施設用途区分	施設名称	建物名称	H28面積（㎡）	R2面積（㎡）	増減（㎡）	増減理由
供給処理施設【上水道施設】	第1浄水場	緊急時備蓄倉庫	102.0	99.4	▲ 2.6	台帳整備
	第1浄水場	浄水池（着水槽）	63.2	57.8	▲ 5.4	台帳整備
	第1浄水場	倉庫	40.6	63.2	22.6	台帳整備
	第１３号井	第１３号井取水井室		6.4	6.4	新築
用途廃止施設等	旧真玉小学校	校舎	1,187.2	1,203.2	16.0	台帳整備
	旧真玉小学校	倉庫	7.6		▲ 7.6	解体
	旧田染幼稚園	園舎	203.0		▲ 203.0	売却
	旧美和幼稚園	園舎	208.0	203.0	▲ 5.0	台帳整備
	旧美和幼稚園	倉庫		5.0	5.0	台帳整備
	旧二宮ストア	旧店舗		1,449.1	1,449.1	寄付
	旧三重小学校体育館等	屋内運動場	555.0		▲ 555.0	施設変更
	旧西土居ライスセンター・農機具格納庫	農機具格納庫		85.6	85.6	施設変更
	旧西土居ライスセンター・農機具格納庫	ライスセンター		206.9	206.9	施設変更

（6）総務省モデル更新費用推計（公共施設のみ）

現在保有しているすべての公共施設等について、大規模改修や建替えを実施した場合、いくら必要になるかを総務省が推奨する推計方法（総務省モデル）を用い試算したところ、今後 35 年間で約 634.5 億円、年平均で約 18.1 億円が必要という結果になりました。

単年で見た場合、令和 24 年・28 年頃に大規模改修等の更新費用合計が約 25 億円と今後 35 年間で最高額（令和 3 年から 10 年間を除く）となります。

◆建物の更新には多額の費用が必要
◆全ての建物を建替えることは困難

【推計条件】
〇築 60 年で建替等の更新を実施すると想定
〇築 30 年で大規模改修を実施すると想定
〇更新費用の単価は総務省の公共施設更新費用資産の考え方に合わせて設定

【総務省モデル更新費用推計：公共施設】

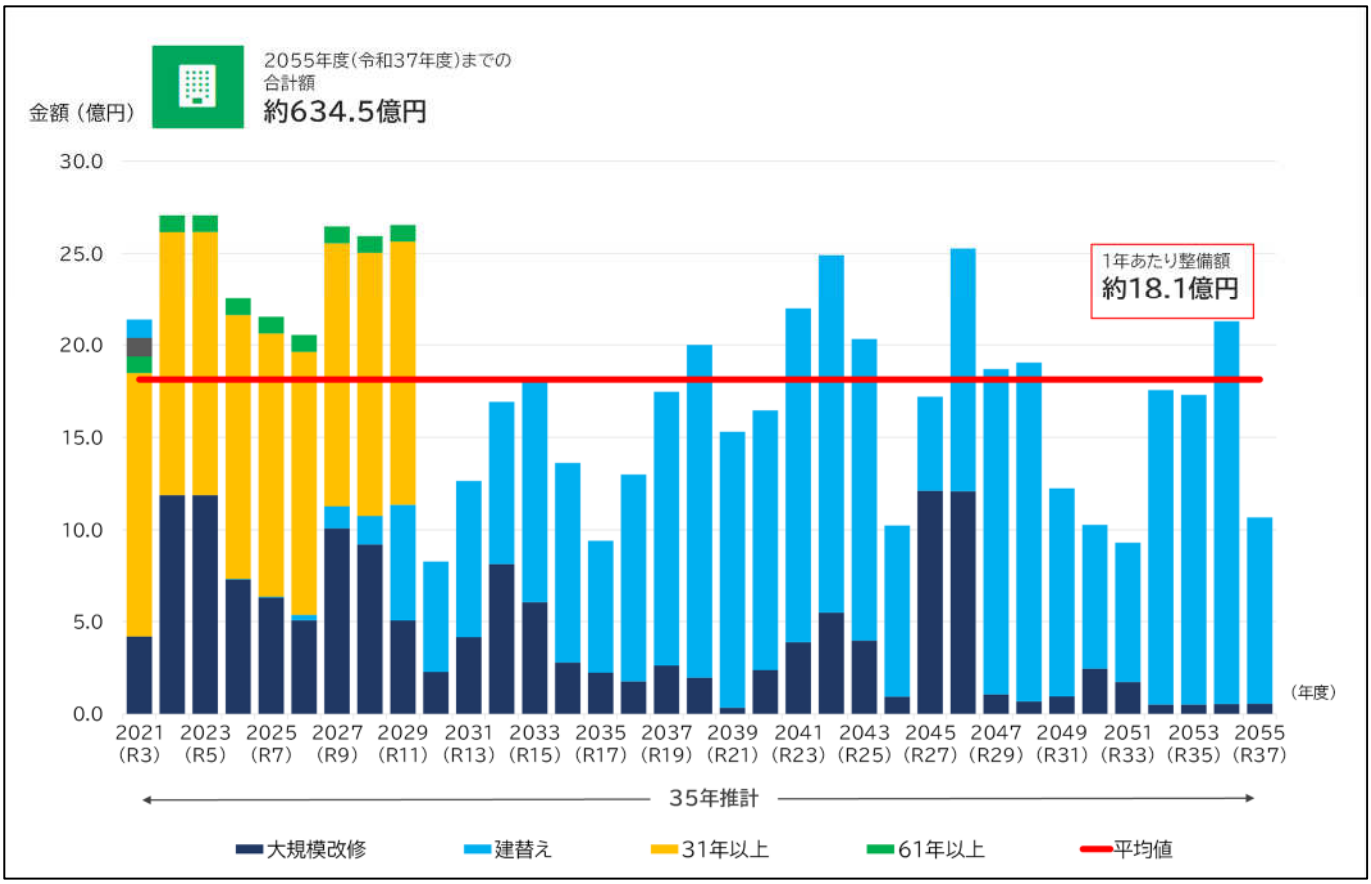

※一般財団法人地域総合整備財団公共施設等更新費用試算参考

（7）個別施設計画反映更新費用推計（公共施設のみ）

令和 2 年度までに策定済の各個別施設計画での推計値を基に試算したところ、今後 35 年間で約 412.1 億円、年平均で約 11.8 億円が必要という結果になりました。

これは総務省モデルにて試算した年平均約 18.1 億円と比較して 6.3 億円低く、更新費用を 65%程度に抑えることができる推計になります。

◆総務省モデルと比較し更新費用を圧縮

【推計条件】
○各個別施設計画推計値を反映
○各個別施設計画では長寿命化を想定した推計を実施（長寿命化は文科省モデル）
○「更新しない予定の施設」は除く

【個別施設計画反映更新費用推計：公共施設】

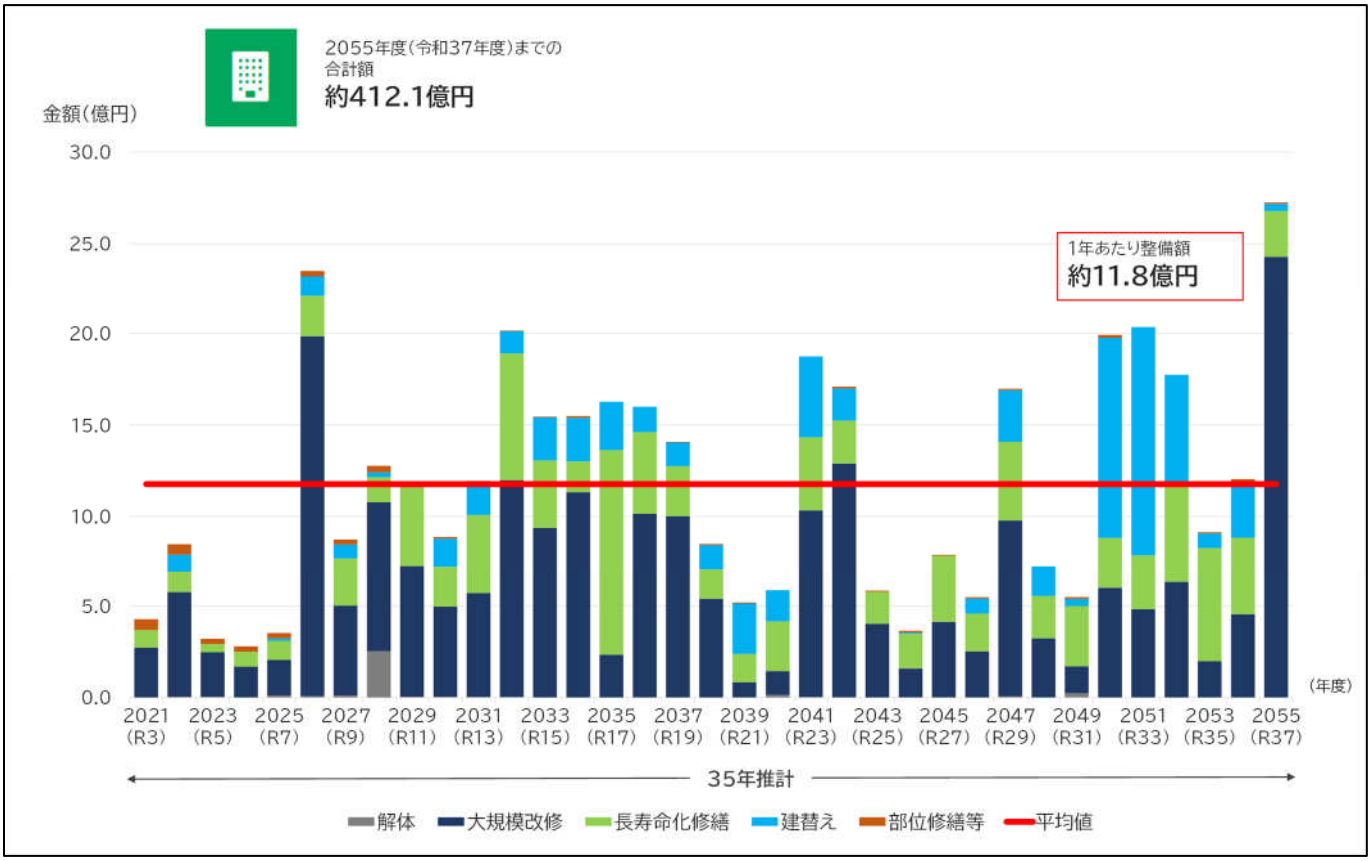

※策定済個別施設計画推計値参考

（更新しない予定の施設）

施設分類	連番	施設名称	建物名称	延床面積(㎡)	建築年月日
産業施設	1	徳六下作業所	農機具保管庫	110.5	昭和54年3月1日
	2	徳六下作業所	共同作業所	65.0	昭和54年3月1日
子育て支援施設	3	香々地保育園	園舎	449.6	平成7年3月25日
庁舎等	4	消防団詰所　３－２	詰所	56.0	平成14年3月28日
	5	消防団詰所　４－３	詰所	55.6	平成16年3月25日
	6	消防団詰所　５－５	詰所	52.3	平成19年3月9日
	7	消防団車庫　１０－６	１０―６車庫	37.8	平成23年1月28日
	8	消防団車庫　１－４	１―４車庫	33.8	平成26年3月25日
住宅施設等	9	磯町住宅	１棟	24.8	昭和25年3月31日
	10	磯町住宅	２棟	24.8	昭和25年3月31日
	11	磯町住宅	３棟	24.8	昭和25年3月31日
	12	片山住宅	３号棟	26.4	昭和33年3月31日
	13	片山住宅	５号棟	26.4	昭和33年3月31日
	14	片山住宅	10号棟	34.7	昭和33年3月31日
	15	大村第1団地	３号棟	31.4	昭和40年3月31日
	16	西土居第2住宅	１棟	123.0	昭和54年3月31日
	17	西土居第2住宅	２棟	123.0	昭和54年3月31日
	18	西土居第2住宅	３棟	123.0	昭和54年3月31日
	19	西土居第2住宅	４棟	127.7	昭和54年3月31日
供給処理施設【廃棄物処理】	20	ごみ清掃工場	可燃物処理施設（事務所含）	958.0	昭和52年3月31日
	21	ごみ清掃工場	可燃物処理施設（誘引送風機室）	40.9	平成13年10月26日
	22	ごみ清掃工場	不燃物処理施設	89.7	昭和52年3月31日
	23	ごみ清掃工場	不燃物処理施設（増設）	26.5	平成16年2月28日
	24	ごみ清掃工場	車庫	42.4	昭和52年3月31日
	25	ごみ清掃工場	灰バンカ室	32.5	昭和52年3月31日
	26	ごみ清掃工場	焼却残渣一時保管施設	568.5	平成10年10月28日
	27	ごみ清掃工場	焼却残渣一時保管施設（上屋増設）	565.1	平成14年3月4日
	28	真香浄化センター	し尿処理施設	1,150.0	平成10年3月10日
	29	真香浄化センター	管理棟（事務所）	213.6	平成10年3月10日
	30	真香浄化センター	宿直室	57.0	昭和54年3月31日
	31	真香浄化センター	車庫	87.4	平成10年3月10日
供給処理施設【下水道施設】	32	臼野浄化センター	処理施設	366.0	平成16年6月1日

施設分類	連番	施設名称	建物名称	延床面積(㎡)	建築年月日
用途廃止施設等	33	旧上真玉小学校	倉庫	13.0	昭和50年3月1日
	34	旧上真玉小学校	特別教室	51.0	昭和54年3月1日
	35	旧上真玉小学校	更衣室	44.0	平成元年3月1日
	36	旧上真玉小学校	校舎	770.0	昭和43年3月1日
	37	旧上真玉小学校	体育館	280.0	昭和44年3月1日
	38	旧草地公民館	旧草地公民館	36.4	昭和44年3月31日
	39	旧都甲小学校	校舎	1,002.0	昭和45年2月1日
	40	旧都甲小学校	管理棟　教室	582.0	昭和45年2月1日
	41	旧都甲小学校	渡廊下	206.0	昭和45年2月1日
	42	旧真玉小学校	校舎	1,203.2	昭和45年3月1日
	43	旧真玉小学校	家庭教室	128.0	昭和58年3月1日
	44	旧真玉小学校	特別教室	80.0	昭和58年3月1日
	45	旧真玉小学校	倉庫	19.8	昭和41年3月1日
	46	旧開拓パイロット官舎	１棟	21.7	昭和51年9月28日
	47	旧三重小学校倉庫等	体育倉庫	19.0	平成5年10月31日
	48	旧三重小学校倉庫等	プール便所・更衣室棟	31.0	昭和54年8月31日
	49	旧河内幼稚園	園舎	221.0	昭和55年3月1日
	50	旧真玉小学校附属幼稚園	園舎	252.9	昭和55年3月1日
	51	旧二宮ストア	旧店舗	1,449.1	昭和55年12月15日
	52	旧草地幼稚園	園舎	203.0	昭和56年12月17日
	53	旧香々地庁舎	庁舎（事務所）	1,835.8	昭和57年3月31日
	54	旧西土居ライスセンター・農機具格納庫	農機具格納庫	85.6	昭和57年3月31日
	55	旧西土居ライスセンター・農機具格納庫	ライスセンター	206.9	昭和57年3月31日
	56	旧美和幼稚園	園舎	203.0	昭和58年12月31日
	57	旧美和幼稚園	倉庫	5.0	昭和60年10月1日
	58	旧貴船加工センター	加工所	133.0	昭和60年3月31日
	59	旧草地駐在所	門集会所	59.7	昭和60年6月12日
	60	旧都甲幼稚園	園舎	203.0	昭和61年12月17日
	61	旧都甲幼稚園	倉庫	12.0	昭和61年12月17日
	62	旧香々地火葬場	火葬場	127.0	平成3年2月15日
	63	旧三浦警察官駐在所	駐在所	89.8	平成3年2月14日
	64	旧三浦警察官駐在所	物置	6.4	平成3年2月14日
	65	旧三重へき地保育所	園舎	163.0	平成6年3月22日

（8）個別施設計画反映更新費用推計（公共施設・インフラ）

公共施設・インフラを合わせた更新費用推計では、今後 35 年で約 942.2 億円、年平均で約 26.9 億円の費用が必要となります。これは策定時に目標とした 26.1 億円[1]を約 0.8 億円上回っています。今後は各個別施設計画を基に進めていきますが、財政状況には常に注意が必要です。

また、財政状況については、今後更に厳しくなることも予想されるため、各公共施設・インフラ施設ともに需要に応じた施設規模とするため、小規模施設の統廃合等の施設規模の見直しも引き続き検討していく必要があります。

◆個別施設計画を基に進めることができるが、財政状況には注意が必要

【推計条件】
○道路・上下水道は総務省モデル推計
○橋りょう・トンネルは令和 7 年（2025 年）までは個別施設計画推計値
　令和 8 年（2026 年）以降は上記期間の年平均値にて推計
○公園は個別施設計画推計値

【個別施設計画反映更新費用推計（公共施設・インフラ施設）】

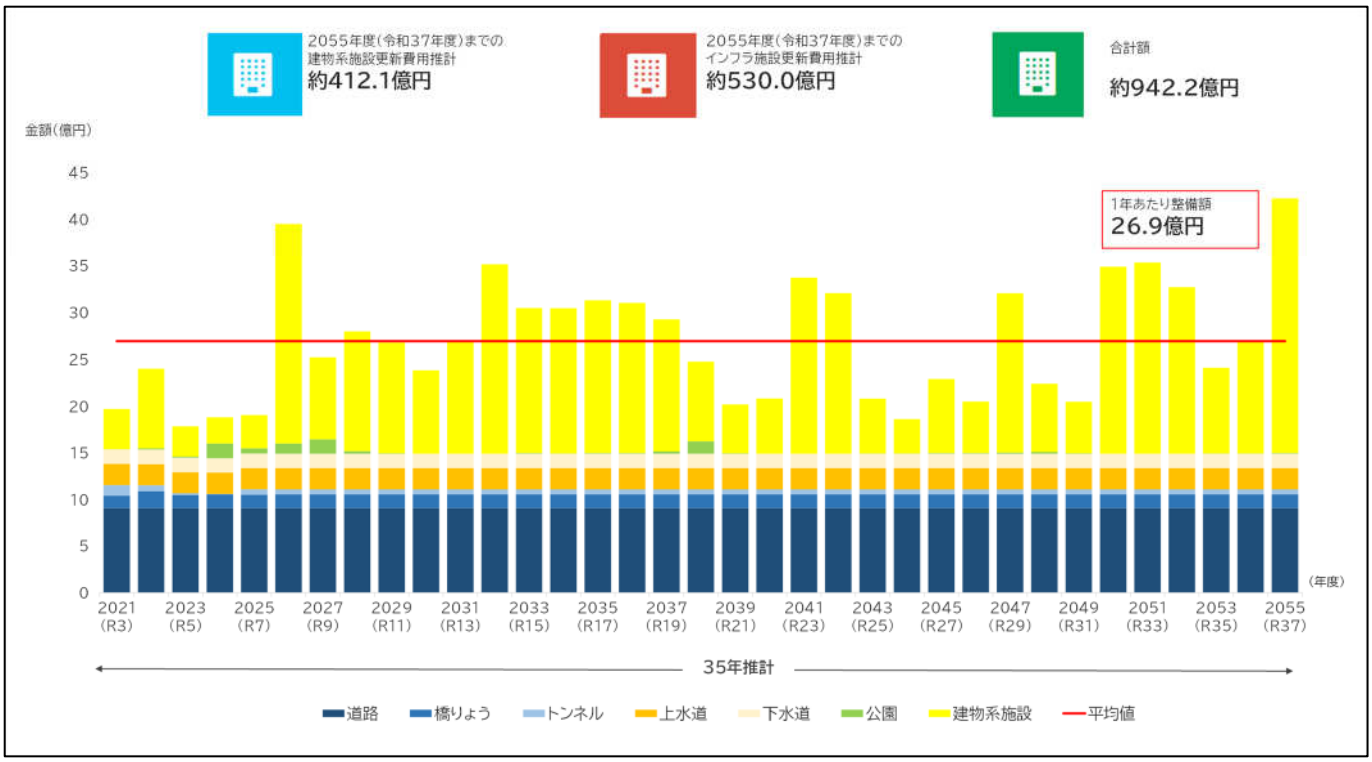

※策定済個別施設計画推計値参考

1　策定時に目標とした 26.1 億円：投資的経費の平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間の年平均は約 30.3 億円となりますが、平成 27 年度に庁舎建設があり平年に比べ支出が多い状況であったため、一般会計のみ平成 27 年度を除く 4 年間で計算し、26.1 億円を比較対象とします。
　また、決算カードの普通建設事業費からケーブル事業費を差し引いて積算しています。

【平均投資的経費の変動】
（策定時に指標とした 5 か年平均と推計した更新費用 35 年平均の比較）

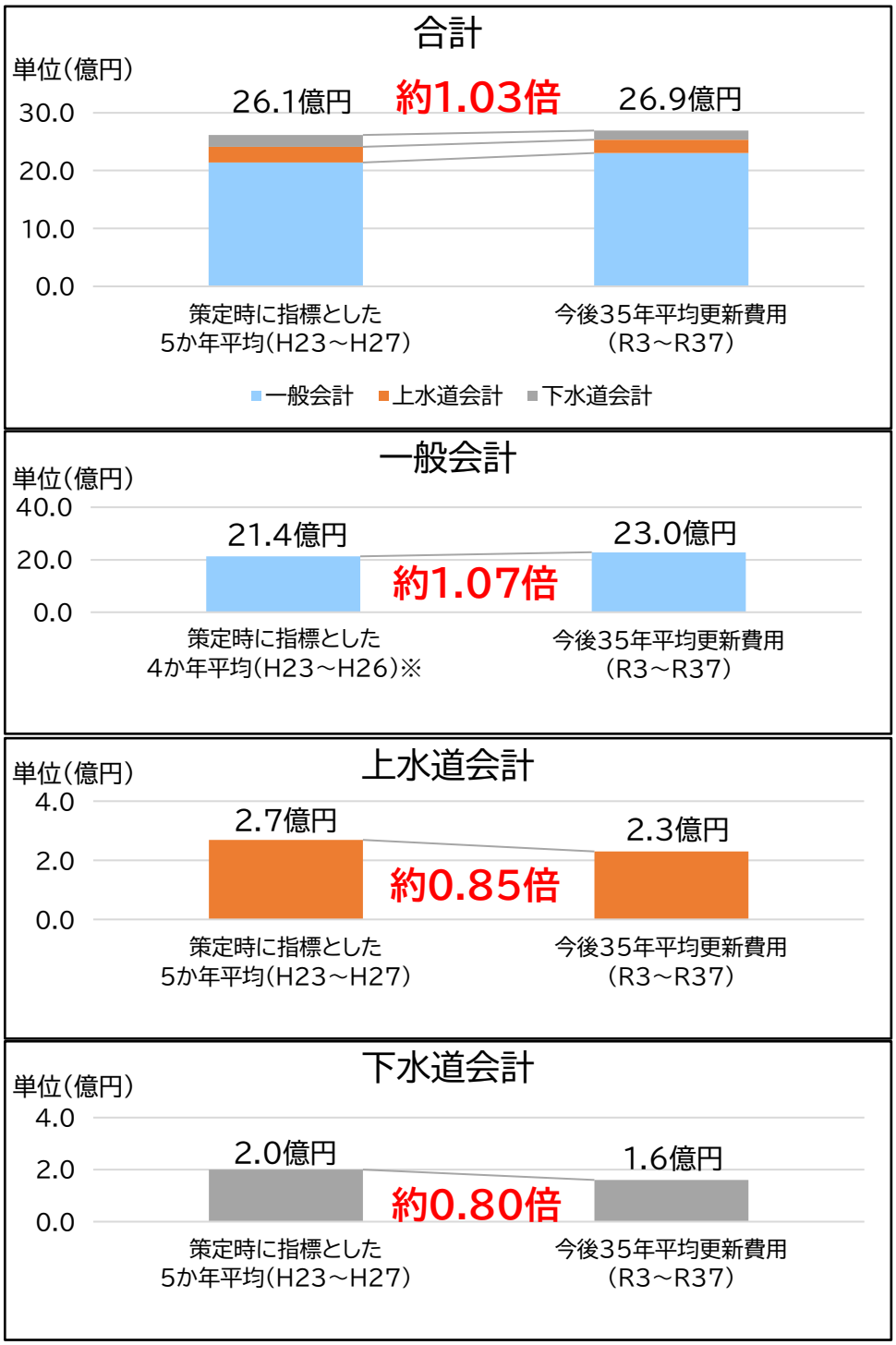

※一般会計について、策定時に指標とした 5 か年平均は、平成 27 年度に庁舎建設があり平年に比べ支出が多い状況であったため、平成 27 年度を除く 4 年間で計算しています。また、ケーブル特別会計の投資的経費は含めていません。

【平均投資的経費の変動】
（策定時に指標とした 5 か年平均と策定時からの 5 か年平均の比較）

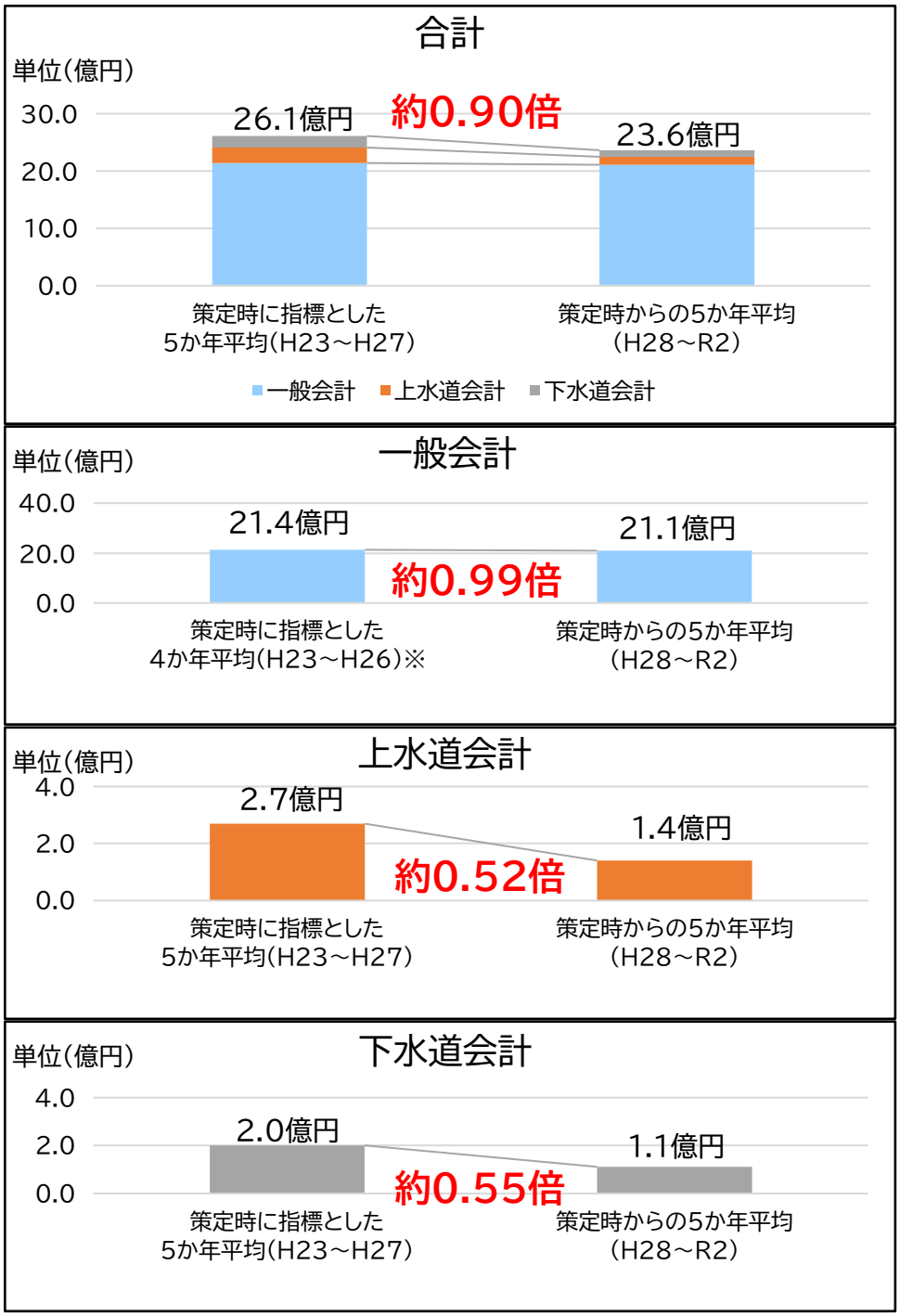

※一般会計について、策定時に指標とした 5 か年平均は、平成 27 年度に庁舎建設があり平年に比べ支出が多い状況であったため、平成 27 年度を除く 4 年間で計算しています。また、ケーブル特別会計の投資的経費は含めていません。

（9）対策の効果額算定

公共施設等の更新経費の見込額は、令和 3 年度～令和 12 年度の 10 年間で、単純更新（総務省モデル）した場合では約 379.9 億円（約 37.9 億円／年）に対し、長寿命化対策等を実施した場合の更新見込額（各個別施設計画を反映した更新費用）は約 242.6 億円（約 24.3 億円／年）となり、約 137.3 億円（約 13.6 億円／年）の削減見込みとなります。

今後も個別施設計画に基づき、長寿命化対策等による適切な維持管理を実施します。

【令和3年度から令和12年度までの10年間】

（百万円）　今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

		維持管理・修繕（①）	改修（②）	更新等（③）	合計（④）（①+②+③）
一般会計	建築物(a)	324	7,696	784	8,804
	インフラ施設(b)	11,644	0	0	11,644
	計(a+b)	11,968	7,696	784	20,448
上水道・下水道会計	建築物(c)	0	0	0	0
	インフラ施設(d)	3,810	0	0	3,810
	計(c+d)	3,810	0	0	3,810
建築物計(a+c)		324	7,696	784	8,804
インフラ施設計(b+d)		15,454	0	0	15,454
合計(a+b+c+d)		15,778	7,696	784	24,258

（百万円）

		耐用年数経過時に単純更新した場合（⑤）	長寿命化対策等の効果額（④-⑤）	（参考）※ 現在要している年間経費 5か年平均（H28～R2）
一般会計	建築物(a)	22,535	▲ 13,731	2,110
	インフラ施設(b)	11,644	0	
	計(a+b)	34,179	▲ 13,731	
上水道・下水道会計	建築物(c)	0	0	250
	インフラ施設(d)	3,810	0	
	計(c+d)	3,810	0	
建築物計(a+c)		22,535	▲ 13,731	
インフラ施設計(b+d)		15,454	0	
合計(a+b+c+d)		37,989	▲ 13,731	2,360

※投資的経費の額に各事業会計の決算統計から算出した維持補修費等の額を加えたもの

第 4 章

本計画の方針

（1）本市の公共施設等の課題の整理

財政・人口

普通交付税の減少・人口の減少が想定されており、収入減が予想されるなか、更新費用の増大が見込まれています。

老朽化の進行

本市は、保有施設のうち施設床面積合計 87,666 ㎡（約 54%）が 30 年を経過し、また今後 10 年のうちに 127,214 ㎡（約 78%）が老朽化することが見込まれます。

維持更新費の増大

公共施設等を維持する場合、これまで公共施設等に支出してきた金額の 1.25 倍、40 年間の総額で約 1,299.8 億円、年間平均で 32.5 億円が必要となります。

※本計画策定（平成 28 年度）時点の状況

（2）削減目標

●現在の計画の着実な実施

本計画策定（平成 28 年度）時点の状況

（ア）投資的経費の過去 5 年間(平成 23 年度から平成 27 年度まで)の年平均：26.1 億円

（イ）平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間の推計更新費用の年平均：32.5 億円

32.5 億円　－　26.1 億円　＝　6.4 億円

6.4 億円　÷　32.5 億円　×　100　＝　19.7%

計画策定時の平成 28 年度に推計した 40 年間の推計更新費用の年平均額 32.5 億円を過去５年間（平成 23 年度から平成 27 年度）の更新費用の年平均額 26.1 億円程度に抑えるよう計画しました。平成 28 年度から令和２年度の５年間の更新費用の年平均額は 23.6 億円であり、概ね計画の範囲内とすることができました。また、今後 35 年間（令和３年度から令和 37 年度まで）に見込まれる更新費用を令和２年度に策定した個別施設計画をベースに推計したところ、年平均額は 26.9 億円となり、平成 28 年度に設定した目標値を年平均で 0.8 億円上回っており、計画を進めていくためには個別施設計画の更なる精査が必要です。

また、今後、事業の財源調達において考慮すべき大きな変動や他団体への建設負担金、維持補修負担金など本計画に含まれていない多大な費用が発生することが想定されるため、必要に応じて、目標や計画を見直すこととします。

（3）基本方針

公共施設の削減目標達成のため、豊後高田市の公共施設等について以下の基本方針を設定します。

基本方針	具体的な取組
①施設総量の圧縮	a. 施設の集約・除却 b. 施設の複合化・多機能化
②ライフサイクルコストの縮減	c. 維持管理費用の削減 d. 施設の長寿命化
③官民連携によるサービス向上	e. 市民・地域連携 f. PPP/PFI の導入 g. 他自治体との連携
④既存資源の有効活用	h. 市有財産の戦略的活用 i. 市民交流を創出する場づくりへの支援

①施設総量の圧縮

多くの公共施設が建替え時期を迎えることによる維持管理費用の急激な増加や、財源不足により維持管理にかけられる経費が少なくなっていくことが見込まれるため、施設のあり方の見直しや、統廃合や除却等による効果的な施設の再配置を行うことで、健全に維持管理できる施設総量（総延床面積）に圧縮します。

今後は原則、廃止を伴わない施設の新設は行わず、施設の建替えを行う際は、施設の複合化・多機能化を進めていきます。

◆具体的な取組

a. 施設の集約、除却

地域の市民を対象とした生活に身近なサービス機能は地域に配置する一方、広範囲の市民や市外からの利用者等も対象としたサービスは広域的な利用がしやすい立地等を配慮し、施設の集約や除却等により、施設量の削減や増加の抑制を図ります。施設を集約するにあたっては、誰もが利用できる公共交通機関などの交通利便性にも配慮します。

b. 施設の複合化・多機能化

目的や対象者ごとに施設を設置するという考え方を見直し、これまで 1 施設 1 サービスで行っていたサービスを、1 施設で複数のサービスを行えるよう再編する「施設の複合化」や、施設のサービスをより多機能に再編する「施設の多機能化」により、サービス提供スペースの効率化を図ります。

複合化や多機能化により生み出されたスペースは削減し、他のサービスを導入することで、施設総量の削減や増加の抑制を図ります。また、施設の建替えの際には、用途の変更に柔軟に対応できるような仕様を検討します。

②ライフサイクルコストの縮減

一元化された施設に関する情報や新公会計制度による財務情報の活用により、維持管理運営の見直しや必要なメンテナンス、改修を着実に実行し、ライフサイクルコストと呼ばれる、施設の建設から施設の管理及び運営、そして建替えまでのトータル費用を縮減します。

【ライフサイクルコスト（ＬＣＣ）とは】
建物の建築から、維持管理、解体・廃棄に至るまで、建物の全生涯に要する費用の総額。

◆具体的な取組

c. 維持管理費用の削減

施設にかかる費用を長期的にみると、施設の建設費用以上に多額の維持管理費用を要します。そこで、運営委託方法の見直しや、LED など施設の維持管理費用の削減につながる技術や手法を適宜検討及び導入し、トータル費用の縮減を図ります。

d. 施設の長寿命化

施設の建替えには多くの費用がかかるため、施設の寿命が短く、短い期間で施設を建替えることになれば、長期的に見ると大きな財政負担となります。したがって長期的な財政負担を抑えるためには、建替えサイクルを延ばす必要があります。財政と連動した計画的な予防保全型の維持補修を行うとともに、定期的なメンテナンスやこまめな補修を実行し、施設の長寿命化の徹底を図ります。ただし、現状において老朽化が進みすぎて修繕等を実施しても今後求められる機能を満足することが難しい施設や、廃止する可能性のある施設については、長寿命化は行わず、安全が保たれる必要最低限の修繕に留めます。

③官民連携によるサービス向上

市民や民間事業者、他自治体等の多様な主体との連携により、ニーズの変化等に対応した柔軟で付加価値の高いサービス提供を行います。これまで以上の効率化や民間のノウハウや資金の活用等により、行政だけでは提供できない、より市民満足度の高いサービスの提供を目指します。

◆具体的な取組

e. 市民・地域連携

新しい価値やサービスを創造できる地域性を確立していくためには、地域の多様な主体による協力・連携が不可欠です。公共施設の運営においても、行政主導の画一的なサービスのあり方から、市民・地域との積極的な連携を図ることで、地域のニーズによりそったサービスの向上と愛着ある地域拠点の醸成を目指します。

f. PPP/PFI の導入

厳しい財政状況下においては、行政だけの運営には限界があります。PPP や PFI 等の手法の活用も検討し、民間の資金や活力を効果的に取り入れることで、行政が負担する維持管理費用を削減すると同時に、民間ノウハウを活かした市民満足度の高い公共サービス提供を目指します。

【PPP/PFI とは】

○PPP

PPP とは、PublicPrivatePartnership の略です。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。手法の例としては、指定管理者制度、公設民営方式、包括的民間委託などがあります。

○PFI

PFI とは、PrivateFinanceInitiative の略です。PPP の手法のひとつで、公共施設等の建設、管理運営等において民間の経営能力、技術的能力に加え民間の資金を活用することで、公共事業の効率化やサービス向上を図る手法をいいます。収益事業を活用する独立採算型のほか、地方公共団体が民間事業者へサービス対価を支払うサービス購入型があります。

g. 他自治体との連携

サービス提供の効率化や向上が図れるサービスにおいては、他自治体との密接な連携により、サービス提供の広域化を検討していきます。

④既存資源の有効活用

人々が交流するための場所やコミュニティの活力を発揮・創出する場所として、施設の余暇スペースや未利用地等の遊休資産を有効活用するとともに、交流や公益的サービスを担う地域資源を活用した民間の場・空間づくりを支援していきます。

◆具体的な取組

h. 市有財産の戦略的活用

i. 市民交流を創出する場づくりへの支援

未利用施設や集約等により空き施設となった建物の貸付・売却等、十分に活用しきれていない市の公共施設等については積極的かつ戦略的に活用し、空きスペースや空き時間を利用して新たなサービスの創出や提供により、交流の場づくりの支援を検討していきます。

（4）実施方針

① 点検・診断等の実施方針

法律等により義務付けられている「法定点検」及び、施設の管理者等が自ら行なう「自主点検」を日常的又は定期的に行います。施設ごとの点検や診断情報は、わかりやすく整理及び管理し、施設の維持管理等に活かしていきます。

② 耐震化の実施方針

耐震化については、「豊後高田市地域防災計画（平成 27 年）」との整合性を図りながら、施設の重要性・緊急性・財政面を勘案し実施します。

③ 安全確保の実施方針

公共施設等の利用者の安全確保のため、他の実施方針と合わせ備えを行っていきます。

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた公共施設等については、危険の除去により安全の確保に努めるとともに、老朽化等により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

④ 予防保全型維持管理の実施方針

現在保有する公共施設等について、今後も同種・同規模のまま耐用年数を迎える年に更新するものとして試算を行い、平成 28 年当時この先 40 年間（平成 28 年～令和 37 年）の年平均更新費用推計と策定時に指標とした５か年平均（平成 23 年～平成 27 年）とを比較した結果、財源が不足することが予想されました。

そこでまず、施設の維持・更新に係る費用を削減し、長寿命化を図るため令和３年３月に個別施設計画を策定しました。しかし、今後 35 年間（令和３年～令和 37 年）に見込まれる更新費用を個別施設計画を基に推計したところ、平成 28 年度に設定した目標値をわずかながら上回っており、計画を進めていくためには個別施設計画の更なる精査が必要となります。

⑤ ユニバーサルデザイン化の推進方針

改修等にあたり、高齢者や障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共施設等のバリアフリー化に取組むとともに、年齢や性別、障がい者の有無、国籍等の違いに関わらず、誰もが使用しやすい設計として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

（5） フォローアップの実施方針

本市の公共施設マネジメントが計画的かつ円滑に推進されるよう、公共施設等総合管理計画は、随時見直しを行い、実効性を確保するため、P24 の削減目標の達成に向け、進捗状況を点検することとします。

また、本計画の方針をもとに、具体的な施策を実施するために必要に応じて、公共施設については、再配置計画や保全計画の策定、インフラ施設については個別施設計画を策定し、ともに計画的に推進していきます。

上位計画である本計画とは、相互に連携を図り全庁において計画の整合を図ります。

【公共施設】

再配置計画	次世代に向けて、公共施設のあり方を踏まえ適切な配置などを検討する計画
保全計画	公共施設の長寿命化などに係る計画

【インフラ施設】

個別計画の策定と計画の推進

第 5 章

施設分類ごとの方向性

（1）市民文化・社会教育施設

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
	1	東都甲公民館	409.2	S52	43				
	2	西土居集会所	175.0	S52	43				
	3	徳六集会所	97.0	S52	43				
	4	白石集会所	166.9	S52	43				
	5	呉崎公民館	387.0	S53	42				
	6	新城集会所	166.9	S53	42				
	7	隣保館・児童館	450.2	S53	42				
	8	三浦公民館	299.7	S54	41				
	9	田染公民館	440.6	S54	41				
	10	宮町二区集会所	33.1	S57	38				
	11	西都甲公民館	317.5	S58	37				
	12	三重公民館	723.0	S59	36				
	13	中央公民館	1,875.9	S61	34				
	14	香々地公民館	2,150.4	S62	33				
	15	上真玉公民館	260.4	S62	33				
	16	真玉公民館	1,583.1	S62	33				
	17	河内公民館	220.2	S63	32				
	18	臼野公民館	264.6	H1	31				
	19	水崎公民館	437.0	H6	26				
	20	草地公民館	379.0	H11	21				
	21	青宇田画像石収蔵庫	60.0	H12	20				
	22	北田地区交流センター	78.0	H14	18				
	23	長岩屋伝統文化伝習施設鬼会の里	440.0	H15	17				
	24	図書館	2,076.0	H24	8				
	25	城台コミュニティセンター	189.4	H27	5				

施設分類ごとの方向性

現状や課題に関する基本認識

地区集会所については、大部分の施設で築 30 年以上経過しているため、老朽化が課題となっています。

中央公民館、真玉公民館、香々地公民館については、いずれも築 30 年以上経過しています。地区公民館については、全施設で築 20 年以上経過し、大部分で耐用年数を経過しています。

図書館については、平成 24 年度に新設し、指定管理で運営を行っています。計画期間中に耐用年数には到達しませんが、空調設備等故障も多くなっています。

文化財施設の青宇田画像石収蔵庫は築 20 年以上経過し、耐用年数を経過しています。外壁塗装の剥がれがあるなど、一部に軽微な劣化が認められますが現状は概ね良好です。

城台コミュニティセンターは、子育て支援住宅の集会所として平成 27 年度に建築された新しい施設で、ＰＦＩにて管理を行っています。

管理に関する基本的な考え方

地区集会所については、必要な修繕をしながら現状維持に努めるとともに個別施設計画の方針に基づき、施設利用状況等を勘案しながら今後の活用について検討していきます。

中央公民館、真玉公民館、香々地公民館については、長期間の利用ができるよう適切な維持管理に努めます。地区公民館については、今後も適切な維持管理に努め、個別施設計画に基づき更新等を実施します。

図書館については、軽微な故障については指定管理の範囲内で対応しています。また、定期的なメンテナンスや点検を実施し、適正な維持管理に努めるとともに計画的な改修を実施します。

その他の施設についても適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等[2]を実施します。

---

[2] ※長寿命化事業等
①長寿命化事業
・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業
・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
・施設の照明機器を LED 化する事業
②集約化・複合化事業
・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業
③転用事業
・他用途への転用事業
④立地適正化事業
・コンパクトシティの形成に向けた事業
⑤ユニバーサルデザイン化事業
・バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業
・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
⑥脱炭素化事業
・地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業
⑦除却事業

（2）スポーツ・レクリエーション施設

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
	1	椿堂駐車場	50.0	S8	87				
	2	豊後高田昭和ロマン蔵	1,932.3	S9	86				
	3	玉津駐輪場	183.5	S23	72				
	4	高田市民グラウンド	106.0	S50	45				
	5	勤労青少年ホーム	861.0	S52	43				
	6	高田体育センター	868.6	S53	42				
	7	旧大村グラウンド	121.7	S55	40				
	8	真玉体育センター	1,730.0	S56	39				
	9	真玉市民グラウンド	195.0	S57	38				
	10	富貴寺駐車場	29.8	S63	32				
	11	尾鷲海水浴場	116.5	H2	30				
	12	香々地市民グラウンド	88.5	H2	30				
	13	桂川ふれあいセンター	154.0	H3	29				
	14	並石ダムグリーンランド	385.7	H3	29				
	15	高齢者作品販売所	36.2	H4	28				
	16	スパランド真玉	3,901.9	H4	28				
	17	真玉B＆G海洋センター	1,674.8	H4	28				
	18	香々地体育センター	555.0	H4	28				
	19	長崎鼻リゾートキャンプ場	1,217.7	H5	27				
	20	夷谷温泉	258.9	H7	25				
	21	熊野駐車場	32.4	H7	25				
	22	ヴィラ・フロレスタ	853.7	H10	22				
	23	健康交流センター花いろ	2,329.5	H13	19				
	24	昭和の町展示館	225.4	H17	15				
	25	粟嶋公園観光施設	118.5	H27	5				

施設分類ごとの方向性

現状や課題に関する基本認識

スポーツ施設については、半数以上が建築から 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。真玉体育センターについては、令和３年度に大規模改修を実施しました。また、旧三重小学校体育館を改修し香々地体育センターと位置付け、香々地地域の運動拠点として広く市民の利用促進を図っています。また、両体育センターに新たに指定管理者制度を導入し施設の効率的な運営を図っています。

スパランド真玉については、本館は建築から 30 年近く経過しており必要に応じて、設備、機器の更新を行っています。

大分県指定史跡「真玉氏居館跡」に立地している旧大村グラウンド内の諸施設（トイレ、ベンチ、井戸･ポンプ、手洗場、倉庫）については、築 40 年以上が経過しており、顕著な老朽化が認められます。

健康交流センター花いろについては、建築から 20 年近く経過しており、施設や設備等の老朽化が課題となっています。設備の故障により温泉施設が営業休止になる場合もあるため、定期的なメンテナンスにより、故障の兆候の把握に努めています。

管理に関する基本的な考え方

各施設の有効活用を図り、今後も長期間の利用ができるよう、適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。更新時期には、施設の利用状況や地域の実情、費用対効果などを勘案するとともに、施設のあり方について、指定管理や民間移譲等も視野に入れ検討します。

昭和ロマン蔵については、令和４年度以降リニューアル事業を実施します。

旧大村グラウンド内の諸施設（トイレ、ベンチ、倉庫）については、令和４年度に取り壊しを行う予定です。

なお、処分後の旧大村グラウンドについては、県史跡として引き続き適切な維持管理に努めます。

尾鷲海水浴場については、令和４年度に新たな観光交流拠点施設の整備を予定しています。

健康交流センター花いろについては、令和３年度からの２か年で照明機器の LED 化を行っています。さらに令和４年度には、温泉配管設備及び非常用発電機の更新、並びに外部廊下屋上防水工事等の長寿命化対策を実施します。しかし、建築から長期間が経過しており、設備系の不具合が頻発している状況です。特殊な設備も多く、発注から納品までに長期間を要するものもあるため、温泉施設の営業に支障が出ないよう適切な維持管理に努めます。

その他の施設についても適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

（3）産業施設

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
	1	中央通創業支援施設	241.7	S10	85				
	2	下白石農機具格納庫	79.5	S51	44				
	3	西土居農機具格納庫	103.1	S51	44				
	4	大力農機具格納庫	144.0	S51	44				
○	5	徳六下作業所	175.5	S53	42				
	6	上白石農機具格納庫	100.2	S55	40				
	7	大村まごころ市場	36.5	H7	25				
	8	サンウエスタン	242.6	H13	19				
	9	香々地農機具格納庫	117.6	H16	16				
	10	田染荘ほたるの館	99.5	H19	13				
	11	徳六の風舎（エコハウス）	117.0	H21	11				
	12	田染荘の家（エコハウス）	148.0	H21	11				
	13	商業活性化施設（玉津貸付店舗）	122.1	H22	10				
	14	玉津まちの駅夢むすび	169.7	H22	10				
	15	豊後高田そば道場	198.9	H25	7				
	16	まちなか居住促進施設	144.1	H29	3				
	17	新町創業支援施設	668.0	R2	0				
	18	新町交流拠点施設	205.4	R2	0				

現状や課題に関する基本認識

農業用の倉庫等については、多くの施設で耐用年数を経過し、安全面からも今後のあり方について検討する必要があります。

商店街関係の創業支援施設等は、いずれも建築、改修から間もありませんが、必要に応じて、修繕等を行い施設の長寿命化を図ります。

エコハウスについては、移住希望者等の一時的な滞在施設等として利用しています。

管理に関する基本的な考え方

環境省の補助事業で建設しているエコハウスについては令和 14 年度に処分可能となるため、売却等を含めて検討します。

また、玉津地区に新たな観光交流拠点施設を整備するため、令和４年度から調査を開始します。

その他の施設についても適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

（4）学校教育施設

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
	1	高田小学校	4,340.3	S47	48				
	2	香々地中学校	4,070.0	S47	48				
	3	桂陽小学校	3,609.2	S51	44				
	4	三浦小学校	1,915.0	S51	44				
	5	草地小学校	2,274.0	S55	40				
	6	臼野小学校	2,517.7	S56	39				
	7	呉崎小学校	2,298.2	S57	38				
	8	河内中学校	2,496.0	S60	35				
	9	香々地小学校	2,940.0	S61	34				
	10	田染小学校	2,802.0	S63	32				
	11	田染中学校	2,529.6	H1	31				
	12	戴星学園	3,943.3	H4	28				
	13	河内小学校	3,132.0	H6	26				
	14	真玉中学校	3,965.5	H8	24				
	15	高田中学校	5,851.0	H9	23				
	16	真玉小学校	4,274.5	H14	18				
	17	学校給食センター	1,707.6	H19	13				
	18	教育支援センター	142.4	R2	0				

※各小中学校は耐震改修済み

現状や課題に関する基本認識

少子化の進展による児童生徒数の減少に伴い、学校の適正配置や適正規模化の検討が必要となっています。また、築 30 年を経過した施設が半数以上あり、今後、約 15 年の間に多くの小中学校で耐用年数が到来することが見込まれます。空調機器についても、職員室及び保健室等は、耐用年数が到来しており故障が多く発生しています。照明機器の LED 照明整備率は、校舎 12.5%（2 校/16 校）・体育館 5.8%（1 校/17 校）にとどまっています。また、学校プールにおいても、建築 30 年以上経過するものが 85.7%（12 校/14 校）を占めており、経年劣化による維持管理経費が年々増加傾向にあります。

学校給食センターは平成 19 年度に完成した施設です。現状外観については、吹付の剥がれ、小さなクラック等があるものの、大規模な改修を要することはありません。しかし厨房設備や空調設備等については故障も多くなっています。

管理に関する基本的な考え方

学校教育施設については、定期的な点検、診断を実施し、計画的に長寿命化事業等を実施することで施設の長寿命化並びに費用の平準化を図ります。空調機器及び照明機器の LED 化についても、学校規模等を考慮し計画的に整備を行っていきます。学校プールについては、児童生徒数を考慮して、今後のプール施設のあり方について検討を行っていきます。また、総合教育計画審議会の答申に基づき、児童生徒数の動向だけでなく地域性等も考慮し、適正規模や適正配置等、学校のあり方について検討します。

なお、そのうち学校給食センターについては、適切な維持管理に努めるとともに、個別施設計画の方針に基づき令和４年度以降長寿命化事業等を実施します。

教育支援センターについては令和２年度に更新した施設ですが、適切な維持管理に努めるとともに、個別施設計画の方針に基づき長寿命化事業等を実施します。

（5）子育て支援施設

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
	1	わこう児童クラブ（旧呉崎幼稚園）	203.0	S58	37				
○	2	香々地保育園	449.6	H6	26				
	3	キラリいろ幼稚園	424.0	H14	18				
	4	夢いろ幼稚園	1,134.5	H15	17				
	5	高田小学校放課後児童クラブ	323.3	H27	5				
	6	桂陽小学校放課後児童クラブ	254.2	H28	4				

現状や課題に関する基本認識

幼稚園は、市内に２か所あり、共に築 15 年以上経過しており老朽化による修繕が増加しています。

香々地保育園については、平成 28 年４月から社会福祉法人に施設を移管しています。維持管理に要する費用は、移管先法人の負担としています。

児童クラブについては、学校の余裕教室等を有効活用する方向で整備していますが、困難な場合には敷地内に新設等により整備しています。単独の建物としては、築 30 年以上経過した旧幼稚園１か所と平成 27 年度、平成 28 年度に新設した２か所です。

管理に関する基本的な考え方

香々地保育園については、津波、洪水及び高潮のそれぞれ浸水想定区域に指定されているため社会福祉法人の今後の移転を視野に、現在の施設の処分、活用を検討します。

わこう児童クラブについては、老朽化が激しいことから、令和４年度から２か年で改修を行います。高田と桂陽の児童クラブについては、新しい施設のため現時点で改修等は必要ありませんが、適切な維持管理に努め、個別施設計画に基づいた長寿命化対策を実施します。

その他の施設については、適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

（6）保健・福祉施設

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
	1	銀鈴堂	200.0	S41	54				
	2	デイサービスセンター周防苑	439.7	H2	30				
	3	生活支援ハウス	1,365.5	H4	28				
	4	老人介護支援センター	428.9	H9	23				
	5	福祉事務所プラチナ支所	73.9	H24	8				

現状や課題に関する基本認識

対象施設の多くは、耐用年数の半分を超えており、老朽化が課題となります。その他の施設については、比較的新しく耐用年数まで期間はありますが、定期的なメンテナンス等による予防保全型の管理を行い、施設の健全度を保つ必要があります。

管理に関する基本的な考え方

今後も適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。また、利用者数の推移や民間事業者の動向、同種のサービス等を参考に、引き続き行政施設として維持することの必要性を検討します。

（7）庁舎等

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
	1	真玉庁舎	2,589.4	S61	34				
	2	真玉保健センター	450.1	S61	34				
	3	香々地庁舎	708.8	S62	33				
	4	香々地保健センター	266.7	S62	33				
○	5	消防団詰所　３－２	56.0	H13	19				
	6	消防署香々地出張所	186.0	H14	18				
○	7	消防団詰所　４－３	55.6	H15	17				
	8	旧老人憩いの家香寿苑	479.5	H16	16				
○	9	消防団詰所　５－５	52.3	H18	14				
	10	消防署	1,259.1	H22	10				
○	11	消防団車庫　１０－６	37.8	H22	10				
○	12	消防団車庫　１－４	33.8	H25	7				
	13	高田庁舎	9,096.0	H27	5				

施設分類ごとの方向性

現状や課題に関する基本認識

高田庁舎については、平成 27 年度に完成した新しい施設で、別館の一部で大分県と共有しています。計画期間内に耐用年数の到来はありません。真玉庁舎、香々地庁舎については、共に築 30 年以上で、公民館及び保健センターとの複合施設となっています。

旧老人憩いの家香寿苑は建築から 16 年が経過し、老朽化による劣化が見受けられます。現在は、香々地庁舎の一部として使用しており、令和３年度に防水工事を実施しましたが、施設の一部を花っこルーム等で使用していることを考慮し、その使用に支障を来さないため適切な維持管理に努めています。

消防庁舎は、高田地区の本署、香々地出張所の２か所あります。本署については築 10 年と新しい為、計画期間中は耐用年数に達しません。出張所については築 18 年が経過し、逐次補修を行いながら機能維持を図っています。地区の消防団施設については施設のあり方について検討する必要があります。

管理に関する基本的な考え方

各庁舎（各保健センター、旧香寿苑を含む）については、今後、人口の推移や耐用年数等を踏まえた上で、長寿命化事業等の実施や適正規模の更新等を検討していきます。

消防施設は、消防能力を維持していく観点から、定期的な点検や必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。地区の消防団施設については、基本的に更新しないものとするが、既に他の地区で所有している施設との公平性等を考慮し、修繕、更新、廃止、譲渡等を検討します。

（8）住宅施設等

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
○	1	磯町住宅	74.4	S24	71				
○	2	片山住宅	87.5	S32	63				
	3	立畑住宅	112.4	S37	58				
○	4	大村第1団地	31.4	S39	56				
	5	夏目住宅	3,304.4	S46	49				
	6	新栄住宅	1,836.0	S48	47				
○	7	西土居第2住宅	496.7	S53	42				
	8	森住宅	5,029.4	S54	41				
	9	大村第2団地	2,045.8	S54	41				
	10	徳六団地	439.7	S54	41				
	11	貴船住宅	2,338.9	S55	40				
	12	佐古住宅	1,809.5	S55	40				
	13	徳久保団地	2,696.6	S56	39				
	14	青鷹寮	610.2	S59	36				
	15	羽根住宅	676.6	S61	34				
	16	中村住宅	636.8	H3	29				
	17	立畑第２住宅	733.9	H3	29				
	18	ハピネス・ステージ	824.2	H6	26				
	19	大村９１団地	2,016.4	H8	24				
	20	立地企業従業員用住宅	686.0	H18	14				
	21	住まいるハウス	479.6	H26	6				
	22	エミール城台	1,390.2	H27	5				
	23	西土居住宅	397.4	H28	4				
	24	白石住宅	392.4	H28	4				

施設分類ごとの方向性

現状や課題に関する基本認識

市営住宅については、令和３年度末時点で管理する 23 団地 104 棟のうち、約 78%で築 30 年以上経過しており、建物の耐震性や安全性、構造や設備等に不安を抱えている住棟への対応が急務となっています。また今後、人口の減少が進むことが予測される中で、現在の管理戸数や地域別の供給バランスを踏まえたうえでの再編や集約化を進める必要があります。

その他の施設については、比較的新しい施設や購入時に改修済のため、現時点で修繕等が必要な建物はありません。

管理に関する基本的な考え方

市営住宅については、令和２年度に策定した市営住宅長寿命化計画により、計画的・効率的な修繕や改修等を行っていきます。また、耐用年数を経過し耐震性に問題がある住棟については、建替えや統合による再編や集約化、除却等を進めていきます。耐震性に問題がないその他施設についても、安全に生活できるよう必要に応じて修繕等を行い、適切な維持管理に努めます。今後も住民ニーズや社会経済の変化に対応した整備を行い、住棟の長寿命化に資する予防保全的な管理や修繕、改修等を行い、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

その他の施設については、適切な維持管理に努め、個別施設計画に基づいた長寿命化事業等を実施します。

（9）公園

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
	1	御玉児童公園	24.4	S51	44				
	2	新町児童公園	35.6	S51	44				
	3	来縄児童公園	1.8	S52	43				
	4	夷耶馬農村公園	20.0	S56	39				
	5	白石児童公園	1.5	S60	35				
	6	美和工業団地公園	4.9	H2	30				
	7	丘の公園	90.0	H11	21				
	8	一路一景公園	51.2	H12	20				
	9	高島公園	73.5	H12	20				
	10	中央公園	378.2	H22	10				
	11	御玉市民公園	118.8	H30	2				

現状や課題に関する基本認識

都市公園については、令和３年度末時点で、約半数の公園が築 30 年を経過しており、多くの公園で遊具やトイレ等の施設や設備等の劣化が見受けられます。

その他の公園については、トイレ設備に経年劣化による老朽化が見受けられるため定期的なメンテナンスが必要です。

管理に関する基本的な考え方

都市公園については、定期的な点検、診断を実施し、計画的な長寿命化事業等を実施します。また、公園建築当初よりある樹木や垣根等については、樹木の伐採や剪定、敷地内の草刈り等、定期的な維持管理を行っています。

その他の公園についても、適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

（10）供給処理施設

【廃棄物処理】

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
○	1	ごみ清掃工場	2,323.5	S51	44				
	2	クリーンセンター	1,619.2	H6	26				
○	3	真香浄化センター	1,508.0	H9	23				

現状や課題に関する基本認識

し尿処理施設は建築から 26 年を経過しています。指定管理者制度を導入し、民間事業者の技術ノウハウによる的確な運転管理業務により、し尿及び浄化槽汚泥を安定かつ適正に処理しています。今後、更なる長寿命化に向けた大規模な施設修繕等の検討が必要になると考えています。

ごみ清掃工場は、建築から 44 年を経過しており老朽化が進んでいます。現在本市、宇佐市、国東市で構成する宇佐・高田・国東広域事務組合が事業主体となって、令和７年度中の稼働に向けた新施設の建設に取り組んでいます。

管理に関する基本的な考え方

し尿処理施設は、今後も定期的な点検により適切な維持管理に努めるとともに、個別施設計画に基づき長寿命化事業等を実施します。

ごみ清掃工場は、新施設の完成までは、市民生活に支障が出ないよう必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

【火葬場】

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
	1	火葬場　悠久の杜	1,623.0	H23	9				

現状や課題に関する基本認識

火葬場は、老朽化した３施設を統合し平成 23 年度に新設された施設で、建築から９年が経過しています。平成 24 年度から指定管理者制度を導入し、効率的な運営を図っています。今後、長寿命化に向けた大規模な施設修繕等の検討が必要になると判断しています。

管理に関する基本的な考え方

定期的な点検と適切な維持管理に努めるとともに、個別施設計画に基づき長寿命化事業等を実施します。

【道路・橋りょう】

現状や課題に関する基本認識

市道に関しては、機能向上となる道路改良や歩道改修等を進めてきたところですが、幹線道路の未整備箇所が残っているほか、集落内の生活道路や通学路の安全対策が求められるなど、引き続き、道路整備を行っていく必要があります。また、これらの整備に加え、安全・安心な道路ネットワークを確保するため、健全性が著しく低下する前の適切な時期に対策を実施する予防保全により、維持管理コストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

農道の大部分は、土地改良事業により整備されています。基幹作物である水稲をはじめ、白ネギ、花きといった振興作物など、生産活動を支える生産基盤である一方で、集落間をつなぐ生活道路の一面もあることから、安全・安心に配慮しながら、適切に維持管理を行っていく必要があります。

林道に関しては、森林資源の充実に伴い木材の効率的な輸送が求められていることや、近年の豪雨・台風災害の頻発化・激甚化により林道の被害が増加していることから、持続的な森林経営のためには幹線等の重要な林道を重点的に維持管理していくことが必要です。

管理に関する基本的な考え方

適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

各幹線市道の整備については、財政状況を勘案しながら、道路整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本とし、安全対策を求められる生活道路・通学路の整備については、住民生活の安全性、利便性等を考慮しながら、整備・検討を行います。道路施設等の予防保全としては、舗装、橋梁、トンネル等の長寿命化計画に基づき、損傷が著しい箇所や緊急性の高い箇所等の老朽化対策を行います。また、事故防止と道路交通の安全性を確保するため、道路パトロールや定期的な点検を実施することで、危険な箇所や通行に支障を及ぼすおそれのある箇所に対し、緊急性や安全性等を勘案しながら、計画的に交通安全施設の整備や維持補修等を行います。

農道については、機能保全計画に基づき、老朽化の程度や緊急性などを考慮して改修を行うとともに、定期的なパトロール等を行い、予防保全に配慮しライフサイクルコストの縮減を図ります。

林道については、住民生活の安全性、快適性、利便性等を考慮しながら整備を進めます。また、持続可能で活力ある地域づくりを実現するため、橋梁、舗装、トンネルなどの長寿命化計画に基づき、損傷の程度が著しい箇所や緊急性の高い箇所等の整備を行います。また林道パトロール等を行い、日常の交通安全確保のための整備を行います。

【上水道施設】

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
	1	第2浄水池	94.2	S48	47				
	2	10号井	4.8	S62	33				
	3	第2配水池	188.7	H1	31				
	4	大村団地地区簡易水道配水池施設	34.5	H6	26				
	5	徳久保団地地区簡易水道配水池施設	28.5	H7	25				
	6	11号井	6.0	H7	25				
	7	中継槽	16.4	H8	24				
	8	第3配水池	111.9	H8	24				
	9	第4配水池	92.3	H8	24				
	10	見目地区簡易水道配水池施設	37.0	H12	20				
	11	松津地区簡易水道配水池施設	20.0	H12	20				
	12	田染第1配水池	55.0	H14	18				
	13	田染中継槽	18.0	H15	17				
	14	田染第2配水池	88.8	H15	17				
	15	12号井	4.0	H20	12				
	16	2号井	17.2	H23	9				
	17	4号井	17.2	H23	9				
	18	第1浄水場	384.8	H23	9				
	19	1号井	17.2	H24	8				
	20	3号井	17.2	H24	8				
	21	第1配水池	213.7	H26	6				
	22	5号井	3.8	H27	5				
	23	6号井	7.2	H27	5				
	24	7号井	6.3	H27	5				
	25	第１３号井	6.4	H29	3				

管径別延長

分類	管径	延長（m）
導水管	300mm 未満	4,623
送水管	300mm 未満	3,155
配水管	50mm 以下	37,970
	75mm 以下	29,603
	100mm 以下	48,922
	150mm 以下	32,853
	200mm 以下	7,524
	250mm 以下	75
	300mm 以下	2,502
合計		167,227

現状や課題に関する基本認識

水源の課題として、水の安定供給のため、第１水系の主要水源となる井戸を新たに取得しましたが、今後の需要量を考えて水源水量を確保する必要があります。また、地震、災害、渇水に強い水道施設の確立を目指し、第１配水池、第２配水池の耐震改修工事を平成 26 年度に完了しましたが、老朽化した配水管（経年 40 年）の更新については、順次行う必要があります。

簡易水道（大村団地、徳久保団地）については、平成 29 年度に簡易水道統合整備事業が完了し、それに伴い第２配水系から送水を行う連絡管の沿線地区について、給水区域の拡大が課題となっています。各施設の法定耐用年数に基づき順次施設更新を行っているため、平均的な施設の老朽度については、特段の問題はありませんが、電気設備については施設の耐用年数より短く、老朽化等が懸念されるため、個別の更新等について検討が必要と考えられます。

管理に関する基本的な考え方

水道事業は、電気設備、管路をはじめ多数の償却施設を有していることから、これらの更新には多額の投資に対する財源の確保が必要です。令和３年度策定の「豊後高田市水道事業ビジョン」及び「豊後高田市水道事業経営戦略」に基づき、新規の水源確保や水源拡張を目的とした施設の更新及びシステム構築工事、経年劣化した構造物、設備及び管路の更新を行います。

【下水道施設】

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
	1	終末処理場	2,297.0	H5	27				
	2	松津浄化センター	70.7	H11	21				
○	3	臼野浄化センター	366.0	H16	16				
	4	真玉浄化センター	720.9	H17	15				
	5	香々地浄化センター	353.2	H19	13				

管種別延長

管種	延長（m）
コンクリート管	26,016
塩ビ管	128,469
その他	13,515
合計	168,000

現状や課題に関する基本認識

生活排水の効率的な汚水処理を行うため、処理区域を定めて公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業及び個別合併処理浄化槽により対応しています。

汚水管渠については、平成 25 年度より長寿命化対策工事に着手していますが、引き続き更新作業が必要です。また、豊後高田市終末処理場についても、長寿命化対策、耐震・耐津波対策に引き続き取り組みます。管渠についても平成 27 年度から長寿命化対策工事に着手し、計画に沿って更新を行っています。

管理に関する基本的な考え方

市全体の水環境を維持・向上していくため、今後の人口の推移や各施設の耐用年数等を踏まえた上で、平成 27 年度策定の「汚水処理施設整備構想」や、平成 28 年度策定の「豊後高田市下水道事業経営戦略」、平成 31 年度策定の「豊後高田市終末処理場他構築基本計画（ストックマネジメント計画）」に基づき、引き続き長寿命化対策、耐震・耐津波対策の事業を実施するとともに、今後策定される各処理区のストックマネジメント計画に基づき、適正な維持管理、更新・統廃合・処理方法の見直し等を実施します。

（11）用途廃止施設等

対象施設

更新しない施設	連番	施設名称	合計延床面積	主な建築年	経過年数	経過年数			
						10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
○	1	旧上真玉小学校	1,158.0	S42	53				
○	2	旧草地公民館	36.4	S43	52				
○	3	旧都甲小学校	1,790.0	S44	51				
○	4	旧真玉小学校	1,431.0	S44	51				
○	5	旧開拓パイロット官舎	21.7	S51	44				
○	6	旧三重小学校倉庫等	50.0	S54	41				
○	7	旧河内幼稚園	221.0	S54	41				
○	8	旧真玉小学校附属幼稚園	252.9	S54	41				
○	9	旧二宮ストア	1,449.1	S55	40				
○	10	旧草地幼稚園	203.0	S56	39				
○	11	旧香々地庁舎	1,835.8	S56	39				
○	12	旧西土居ライスセンター・農機具格納庫	292.5	S56	39				
○	13	旧美和幼稚園	208.0	S58	37				
○	14	旧貴船加工センター	133.0	S59	36				
○	15	旧草地駐在所	59.7	S60	35				
○	16	旧都甲幼稚園	215.0	S61	34				
○	17	旧香々地火葬場	127.0	H2	30				
○	18	旧三浦警察官駐在所	96.3	H2	30				
○	19	旧三重へき地保育所	163.0	H5	27				

現状や課題に関する基本認識

これまでの行政改革で統廃合された学校施設等が多く、転用や貸付け等により有効活用を図っていますが、多くの施設で老朽化が進んでいます。利活用できていない施設であっても、維持していくだけの費用が発生するため、施設のあり方について検討が必要となります。

管理に関する基本的な考え方

今後も財産の有効活用に努めます。基本的には更新を行いませんが、必要性のある施設については、適切な維持管理に努め、長寿命化事業等を実施し施設の長寿命化に努め、必要に応じて行政目的のための転用も図ります。

第 6 章

今後の推進スケジュール

今後の推進スケジュール

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまで、公共施設等の長寿命化や維持・管理等は部署ごとに取り組んできました。

今後は、関係部署間で横断的に連携を図ることとし、本計画を市全体の取り組みとして推進するための体制の構築を図るとともに、PDCA サイクルの推進も図っていきます。

(2) 予算編成部署との連携

長期的な視点から策定した施設整備、管理運営の計画も、財政措置があってはじめて実行が可能になります。

本計画を推進していくには予算編成部署との連携が必要不可欠であることから、事業の優先度に応じた予算編成、予算配分を行います。

(3) 広域的な連帯体制の構築

効率的かつ効果的な公共サービスを提供するため、すべての施設を整備するというフルセット主義から脱却し、国や県、近隣自治体と相互利用する等の広域的連携や、官民連携も視野に入れた体制づくりを検討します。

(4) 職員の意識啓発

本計画を全庁的に推進していくためには、施設総量の圧縮やライフサイクルコストの縮減等の基本方針、並びに安全確保や予防保全型維持管理等の実施方針等について、各関係部署で、共通認識を持って取り組む必要があることから、研修会等により意識啓発に努めます。

（5）今後のスケジュール

本計画は、本市の公共施設等マネジメントをする上での基本方針であり、今後策定予定の計画や個別施設計画を策定・更新する上での基本的な方向を示すものです。

令和 4 年度以降も基本方針である本計画を踏まえ、公共施設等のデータベース化と市民ニーズの把握を図り、施設別に分析・評価を行い、結果に基づく具体的な取組を継続して進めていきます。

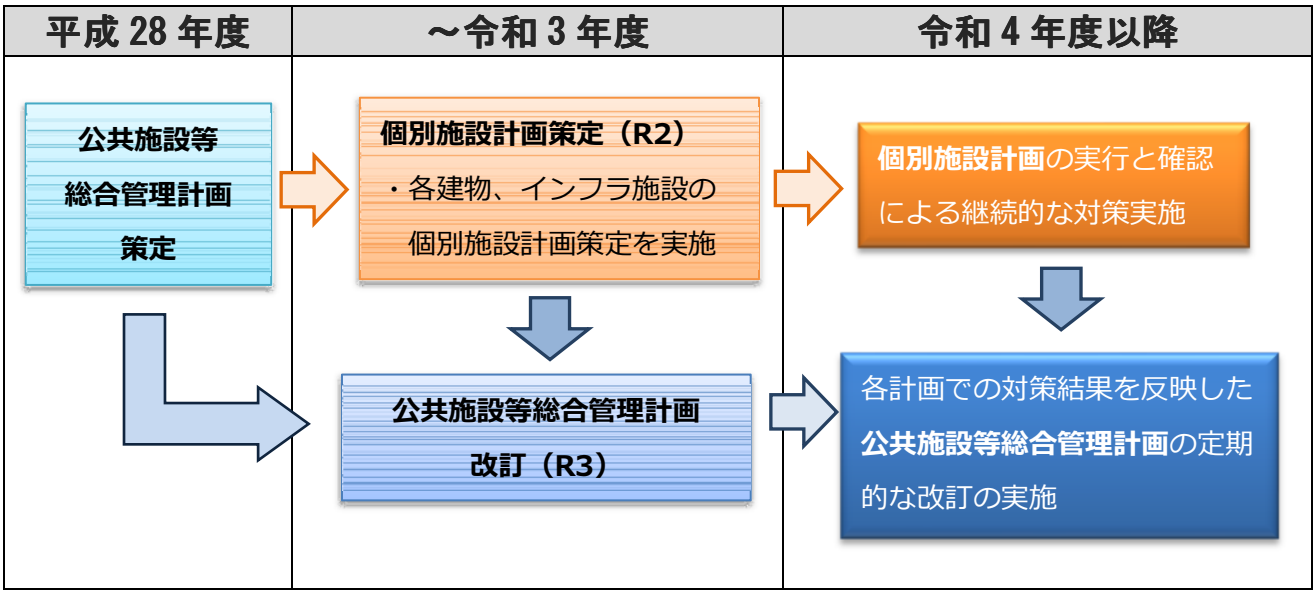

（6）情報管理

地方公会計制度にて整備した公有財産台帳のデータを基に各施設所管課が個別に管理していた維持管理費及び利用状況等の施設に関する情報を一元管理し、各施設所管課がこれらを定期的に更新することにより継続的に施設の実態把握を可能とする効率的な仕組みを検討します。

（7）市民との情報共有

市民と市が施設に関する情報と問題意識を共有することが重要であることから、情報共有の在り方を検討します。

付録

公共施設等の更新費用の試算の前提

当該試算にあたっては、総務省が無償提供している更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団〈ふるさと財団〉が開発）を使用しています。
試算の前提は、以下のとおりです。

公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書（平成 26 年 3 月）をもとに作成

<table>
<tr><th>項目</th><th>試算上の前提</th></tr>
<tr><td>全般的事項</td><td>(1) 対象とする公共施設は、学校教育施設、文化施設、庁舎等の普通会計とする。
(2) 対象とするインフラ資産は、道路、橋りょう、上水道及び下水道とする。
(3) 現在保有する公共施設、上水道管等を同じ面積、延長等で更新すると仮定して試算する。なお、物価変動率、落札率等は予想が困難であるので考慮しない。
(4) 調査年度から 40 年度分の更新費用を試算する。
(5) 施設の建築年月日が不明なものについては、知り得る情報で暫定的に試算する。</td></tr>
<tr><td>公共施設</td><td>(1) 基本的な考え方
平成 28 年度末時点の公共施設等の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。大規模改修、建替えの種類ごとに、調査年度から 40 年度分の更新費用を試算する。
(2) 数量の考え方
公共施設については、過去の年度ごとの延べ床面積を用いる。1950 年以前の施設については、合計した延べ床面積を用いる。
(3) 耐用年数・更新の考え方
① 大規模改修：実施年数 30 年、修繕期間 2 年
② 建替え：更新年数 60 年、建替期間 3 年
③ 積み残し処理年数：大規模改修・建替え、共に 10 年
④ 更新単価：
<table>
<tr><th>施設分類</th><th>大規模改修</th><th>建替え</th></tr>
<tr><td>市民文化・社会教育施設、産業施設、庁舎等</td><td>25 万円／㎡</td><td>40 万円／㎡</td></tr>
<tr><td>スポーツ・レクリエーション施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他</td><td>20 万円／㎡</td><td>36 万円／㎡</td></tr>
<tr><td>学校教育施設、子育て支援施設、公園</td><td>17 万円／㎡</td><td>33 万円／㎡</td></tr>
<tr><td>公営住宅</td><td>17 万円／㎡</td><td>28 万円／㎡</td></tr>
</table>
公共施設等の建築物の種類ごとの更新（建替え）と大規模改修の単価については、公共施設等の建築物の種類により建物構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に４段階の単価を設定する。この単価は、落札価格ではなく予定価格又は設計価格を想定して設定している。
なお、大規模改修の単価は、建替えの約６割で想定するのが一般的とされているため、この想定の単価を設定する。
公共施設等の建築物の更新単価については、建築コストの地域差が考えられるが、国土交通省の新営予算単価による地域別工事費指数では、東京を 100 とした地域別の差は概ね±10 の範囲であるため、更新単価において地域差は考慮しないこととする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>試算上の前提</th></tr>
<tr><td>道路</td><td>(1) 基本的な考え方
平成 27 年度末時点の整備面積を更新年数で割った面積を 1 年間の舗装部分の更新と仮定し、更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。
(2) 数量の考え方
道路は路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別の把握が困難であることから、道路の総面積を舗装部分の更新の耐用年数で割ったものを 1 年間の舗装部分の更新量と仮定する。
(3) 耐用年数・更新の考え方
① 更新年数：15 年
国土交通白書によれば道路改良部分は 60 年、舗装部分は 10 年となっているが、更新費用の試算においては舗装の打替えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12 年～22 年のそれぞれの年数を踏まえ 15 年とし、全整備面積をこの 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
② 更新単価：4,700 円/㎡
道路の更新単価については、「道路統計年報 2009」で示されている平成 19 年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割って設定されたもの。</td></tr>
<tr><td>橋梁</td><td>(1) 基本的な考え方
平成 27 年度末時点の面積を更新年数経過後に同じ延べ面積等で更新すると仮定し、年度別面積に対し更新費用を乗じることにより更新費用を試算する。
(2) 数量の考え方
年度ごとの橋梁面積により算定する。
(3) 耐用年数・更新の考え方
① 更新年数：60 年
② 積み残し処理年数：5 年
更新単価：425 千円/㎡</td></tr>
<tr><td>下水道</td><td>(1) 基本的な考え方
上水道については、平成 27 年度末時点の延長に更新単価を乗じることにより更新費用を試算する。
(2) 数量の考え方
管種別、年度ごとの延長により算定する。
(3) 耐用年数・更新の考え方
① 更新年数：50 年
② 積み残し処理年数：5 年
更新単価：124 千円/m配水管：
<table>
<tr><th>管種</th><th>更新単価
(千円/m)</th></tr>
<tr><td>コンクリート管</td><td>124</td></tr>
<tr><td>陶管</td><td>124</td></tr>
<tr><td>塩ビ管</td><td>124</td></tr>
<tr><td>更生管</td><td>134</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>124</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

項目	試算上の前提
上水道	(1) 基本的な考え方 上水道については、平成 27 年度末時点の延長に更新単価を乗じることにより更新費用を試算する。 更新年数経過後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、管径別年度別延長にそれぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算する。 (2) 数量の考え方 管径別、年度ごとの延長により算定する。 (3) 耐用年数・更新の考え方 ① 更新年数：40 年 ② 積み残し処理年数：5 年 ③ 更新単価：配水管：下記参照

分類	管径	更新単価（千円/m）
導水管	300mm 未満	100
	300～500mm 未満	114
	500～1000mm 未満	161
	1000～1500mm 未満	345
	1500～2000 未満	742
	2000mm 以上	923
送水管	300mm 未満	100
	300～500mm 未満	114
	500～1000mm 未満	161
	1000～1500mm 未満	345
	1500～2000 未満	742
	2000mm 以上	923

分類	管径	更新単価（千円/m）
配水管	50mm 以下	97
	75mm 以下	97
	100mm 以下	97
	125mm 以下	97
	150mm 以下	97
	200mm 以下	100
	250mm 以下	103
	300mm 以下	106
	350mm 以下	111
	400mm 以下	116
	450mm 以下	121
	500mm 以下	128
	550mm 以下	128
	600mm 以下	142
	700mm 以下	158
	800mm 以下	178
	900mm 以下	199
	1000mm 以下	224
	1100mm 以下	250
	1200mm 以下	279
	1350mm 以下	628
	1500mm 以下	678
	1650mm 以下	738
	1800mm 以下	810
	2000mm 以下	923

策定・改訂の経緯

平成 27 年度まで	・公共施設の現状把握 ・集約した公共施設、インフラ等のデータを固定資産台帳に反映し、台帳整備を実施
平成 28 年 5 月	各所属へ平成 27 年度の公共施設異動情報調査を実施
平成 28 年 6 月	平成 27 年度末の施設情報を固定資産台帳に反映
6 月 23 日	計画策定委託事業者協議
8 月	各所属へ施設情報及びコスト調査を実施 施設情報、施設コスト調査回答確認、反映
11 月 8 日	公共施設等総合管理計画策定委員会、作業部会設置
11 月 16 日	第 1 回豊後高田市公共施設等総合管理計画策定委員会 並びに作業部会開催 ・公共施設等総合管理計画について ・各所属で所管する施設のデータ確認及び方針案作成依頼
平成 29 年 2 月 21 日	第 2 回豊後高田市公共施設等総合管理計画策定委員会 並びに作業部会開催 ・公共施設等総合管理計画案について ・計画策定スケジュールについて
3 月 2 日	正副議長、正副総務委員長へ説明 ・3 月 17 日の市議会議員への説明について ・パブリックコメント募集について
3 月 17 日	豊後高田市議会議員へ説明 ・豊後高田市公共施設等総合管理計画（案）について ・パブリックコメント募集について
3 月 17 日～ 3 月 30 日	パブリックコメント実施
3 月 31 日	豊後高田市公共施設等総合管理計画策定
令和元年～2 年	劣化度診断等の実施（建築士による職員研修、劣化度診断）
令和 3 年 3 月	公共施設等個別施設計画【第 1 期】策定
令和 4 年 3 月	パブリックコメント実施 公共施設等総合管理計画改訂

資料集

【投資的経費の推移（普通会計、一般会計、ケーブル特会）】

（単位：千円）

	普通会計 決算額	一般会計 決算額	ケーブル特会 決算額
H23	1,975,447	1,886,754	88,693
H24	2,298,471	2,182,290	116,181
H25	1,905,377	1,797,006	108,371
H26	2,827,211	2,732,241	94,970
H27	4,285,840	4,210,901	74,939
小計	13,292,346	12,809,192	483,154
5年平均	2,658,469	2,561,838	96,631

H28	2,279,658	2,214,082	65,576
H29	1,840,541	1,577,732	262,809
H30	2,160,923	1,852,571	308,352
R1	1,979,278	1,925,447	53,831
R2	2,354,377	2,294,528	59,849
小計	10,614,777	9,864,360	750,417
5年平均	2,122,955	1,972,872	150,083

【維持補修費の推移（普通会計、一般会計、ケーブル特会）】

（単位：千円）

	普通会計 決算額	一般会計 決算額	ケーブル特会 決算額
H23	94,130	87,352	6,778
H24	103,476	101,316	2,160
H25	110,550	110,336	214
H26	99,913	99,913	0
H27	129,957	129,957	0
小計	538,026	528,874	9,152
5年平均	107,605	105,775	1,830

H28	163,706	163,431	275
H29	122,704	122,704	0
H30	133,371	133,371	0
R1	126,479	126,479	0
R2	118,347	117,705	642
小計	664,607	663,690	917
5年平均	132,921	132,738	183

【投資的経費の推移（水道会計・下水道会計】
（水道）

（単位：千円）

	水道事業 全体	水道事業会計 決算額	簡易水道事業 会計決算額
H23	218,782	216,859	1,923
H24	217,738	214,273	3,465
H25	291,500	183,373	108,127
H26	288,129	230,577	57,552
H27	261,910	102,674	159,236
小計	1,278,059	947,756	330,303
5年平均	255,612	189,551	66,061

H28	159,187	97,757	61,430
H29	167,874	113,240	54,634
H30	86,991	86,991	－
R1	104,758	104,758	－
R2	106,404	106,404	－
小計	625,214	509,150	116,064
5年平均	125,043	101,830	23,213

※簡易水道事業は、H30から水道事業に統合

（下水道）

（単位：千円）

	下水道事業 全体	公共下水道事業 会計決算額	特環事業会計 決算額	農集事業会計 決算額	漁集事業会計 決算額
H23	119,717	102,460	17,257	0	0
H24	137,708	113,206	24,502	0	0
H25	149,066	148,354	712	0	0
H26	244,006	243,740	266	0	0
H27	260,115	259,249	866	0	0
小計	910,612	867,009	43,603	0	0
5年平均	182,122	173,402	8,721	0	0

H28	36,279	35,509	770	0	0
H29	57,441	56,031	805	0	605
H30	94,491	84,248	10,243	0	0
R1	171,535	142,720	28,331	484	0
R2	89,960	40,846	48,643	58	413
小計	449,706	359,354	88,792	542	1,018
5年平均	89,941	71,871	17,758	108	204

水道・下水道とも、令和 3 年度以降の推計更新費用については、55、56 ページの更新費用の推計方法に基づいて、1 年あたりの更新費用を推計しています。

【維持補修費の推移（水道会計・下水道会計】
（水道）

（単位：千円）

	水道事業 全体	水道事業会計 決算額	簡易水道事業 会計決算額
H23	18,062	15,896	2,166
H24	16,550	14,812	1,738
H25	16,496	16,001	495
H26	14,370	13,181	1,189
H27	15,879	14,368	1,511
小計	81,357	74,258	7,099
5年平均	16,271	14,852	1,420

H28	19,285	18,416	869
H29	6,160	5,411	749
H30	8,775	8,775	－
R1	6,965	6,965	－
R2	10,571	10,571	－
小計	51,756	50,138	1,618
5年平均	10,351	10,028	324

※簡易水道事業は、H30から水道事業に統合

（下水道）

（単位：千円）

	下水道事業 全体	公共下水道事業 会計決算額	特環事業会計 決算額	農集事業会計 決算額	漁集事業会計 決算額
H23	20,253	12,757	3,329	2,847	1,320
H24	22,632	11,095	3,179	3,659	4,699
H25	21,238	8,977	6,150	2,403	3,708
H26	24,921	9,744	6,166	4,966	4,045
H27	23,505	8,825	7,112	2,843	4,725
小計	112,549	51,398	25,936	16,718	18,497
5年平均	22,510	10,280	5,187	3,344	3,699

H28	21,546	9,951	4,017	3,274	4,304
H29	34,108	18,195	8,928	3,428	3,557
H30	22,908	11,029	4,156	3,830	3,893
R1	18,989	6,324	6,532	3,067	3,066
R2	14,331	5,566	4,652	1,915	2,198
小計	111,882	51,065	28,285	15,514	17,018
5年平均	22,376	10,213	5,657	3,103	3,404

※P21～22 の下記指標の積算根拠は次の通り
- 策定時に指標とした５か年平均（H23～H27）及び策定時からの５か年平均（H28～R2）
  各事業会計の投資的経費と維持補修費の合算額
- 策定時に指標とした４か年平均（H23～H26）
  一般会計の投資的経費を集計したもの
- 今後３５年平均更新費用（R3～R37）
  個別施設計画の推計値と総務省モデルの試算額を集計したもの

【歳出総額と義務的経費比率の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）】

（単位：千円）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務的経費割合	49.7%	48.2%	45.7%	44.1%	39.4%	47.6%	48.6%	51.0%	50.6%	39.6%
その他経費	5,403,074	5,459,429	6,027,549	5,792,825	6,107,443	5,487,459	5,587,557	5,626,054	6,217,130	8,636,881
投資的経費	1,975,447	2,298,471	1,905,377	2,827,211	4,285,840	2,279,658	1,840,541	2,160,923	1,979,278	2,354,377
義務的経費	7,278,258	7,222,522	6,671,842	6,794,310	6,749,968	7,055,326	7,031,356	8,119,815	8,387,498	7,192,008
歳出総額	14,656,779	14,980,422	14,604,768	15,414,346	17,143,251	14,822,443	14,459,454	15,906,792	16,583,906	18,183,266

【地方債の状況（平成 23 年度～令和 2 年度）】

（単位：千円）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
地方債現在高	17,946,195	18,031,535	17,562,047	17,774,679	19,485,885	19,242,274	18,554,805	17,049,536	15,717,975	15,802,025

【市税及び地方交付税の状況（平成 23 年度～令和 2 年度】

（単位：千円）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
市税	2,155,814	2,143,042	2,123,663	2,125,726	2,153,650	2,212,818	2,264,283	2,306,360	2,314,095	2,279,731
地方交付税	7,035,241	6,889,101	6,852,454	6,736,017	6,575,283	6,269,608	5,927,116	5,899,609	5,740,919	5,881,125
計	9,191,055	9,032,143	8,976,117	8,861,743	8,728,933	8,482,426	8,191,399	8,205,969	8,055,014	8,160,856

【基金の状況（平成 23 年度～令和 2 年度）】

（単位：千円）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
財政調整基金	1,602,652	1,753,723	2,085,129	2,594,064	2,981,306	3,005,350	2,924,482	2,857,348	2,904,450	2,866,334
減債基金	2,094,396	2,304,958	2,805,591	2,817,559	2,930,940	2,954,578	2,875,412	2,026,152	704,227	709,154
その他特定目的基金	4,254,155	4,693,002	4,856,800	4,986,577	5,344,412	5,785,640	6,339,398	6,408,230	6,283,351	6,314,464
計	7,951,203	8,751,683	9,747,520	10,398,200	11,256,658	11,745,568	12,139,292	11,291,730	9,892,028	9,889,952

【用語解説】

①地方財政の経費は、（1）義務的経費、（2）投資的経費、（3）その他の経費に大別され、それぞれに性質分類による費目があります。

（1）義務的経費
人件費、扶助費（生活保護費、児童福祉費、老人福祉費等）、公債費などその支出が法律上義務付けられたものや国の指示によって事実上強制されたものがあります。

（2）投資的経費
投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっています。

（3）その他の経費
義務的経費、投資的経費に含まれない経費で、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金などがあります。

②：実質公債費比率とは、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

③経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補塡債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合をいいます。

資料：地方財政白書

総財務第２８号
平成30年2月27日

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長
殿

総務省自治財政局財務調査課長
（　公　印　省　略　）

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「策定指針」という。）については、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総財務第75号自治財政局財務調査課長通知）により通知しているところですが、平成29年9月末時点で99.4%の地方公共団体が公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しています。

今後は、総合管理計画等に基づき、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定するとともに、公共施設等の総合的適正管理の取組を進めていくことが重要です。

今般、各地方公共団体において策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、策定指針について必要な見直しを行い、別添のとおり改訂いたしました。

各地方公共団体におかれては、本指針及び「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考に、総合管理計画を随時見直しながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進されるようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨通知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

（別添）

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日
（平成 30 年２月 27 日改訂）
総　　務　　省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

第一　総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に記載することが適当である。

一　公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等[i]及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。（３）の中長期的な経費の見込みについては、30 年程度以上の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築

1

物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕[ii]、改修[iii]及び更新[iv]等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに示すことが望ましいこと。

（1）老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

（2）総人口や年代別人口についての今後の見通し

（3）公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一　公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

（1）計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一　公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも 10 年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

（2）全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、個別施設計画の策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるほか、部局横断的な施設の適正管理に係る取組を検討する場を設けるなど、全庁的な体制を構築し取り組むことが望ましいこと。

（3）現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

（4）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP[v]/PFI[vi]の活用などの考え方について記

載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等の実施方針（予防保全型維持管理[vii]の考え方を取り入れる、トータルコスト[viii]の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど）などを記載すること。更新の方針については、⑦統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進方針について記載すること。

⑦ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更

新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑧　総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

（５）ＰＤＣＡサイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、ＰＤＣＡサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中（３）及び（４）の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二　総合管理計画策定・改訂にあたっての留意事項

総合管理計画の策定・改訂にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当である。

一　行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二　公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実

総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（点検・診断、維持管理・更新等の履歴等）を整理し策定されたいこと。

また、総合管理計画の内容については、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三　数値目標の設定とＰＤＣＡサイクルの確立

総合管理計画の策定・改訂にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

さらに、計画期間内の一定の期間で定めたＰＤＣＡサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、ＰＤＣＡサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

四　議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定・改訂段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ進めていくことが望ましいこと。

五　PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六　市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七　合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画を策定し、計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を進めていくことが望ましいこと。

第三　その他

5

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一　「インフラ長寿命化基本計画」について

「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の具体の対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとされているが、総合管理計画は、この行動計画に該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施されており、個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等については、総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou/kobetu-keikaku_manual-guideline/index.html）に掲載しているので、参考にされたいこと。

二　公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となること。

なお、総務省では、施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少などの公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）及び「『経営戦略』の策定推進について」（平成28年1月26日付け総財公第10号、総財営第2号、総財準第4号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）により、平成32年度までの各公営企業における経営戦略の策定を要請しており、経営戦略の策定及び見直し（ローリング）に当たっては総合管理計画との整合性に留意すること。

三　公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報について

各地方公共団体における総合管理計画の策定・改訂にあたっては、先進団体の事例や各団体の総合管理計画の主な記載事項等をとりまとめた一覧表等を総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html）に掲載しているので参考にされたいこと。また、総合管理計画策定に係る基本的なQ&Aも併せて掲載しているので、参考にされたいこと。

四　更新費用試算ソフト等の活用について

総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.ht

ml）において、簡易に更新等費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトなど、更新等の費用の推計に係る情報を掲載しているので、必要に応じ活用されたいこと。

五　総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について

公共施設等適正管理推進事業債において、総合管理計画に基づく集約化・複合化事業、長寿命化事業等について、地方財政措置が講じられていること。

六　地方公会計（固定資産台帳）の活用

統一的な基準による財務書類を作成する上で必要な固定資産台帳については、公共施設等の総合管理に資する観点からも毎年度適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

---

[i]公共施設等･･･公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。

[ii]維持管理・修繕…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

[iii]改修･･･公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

[iv]更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

[v]PPP･･･Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

[vi]PFI･･･Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

[vii]予防保全型維持管理･･･損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理･･･施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）

[viii]トータルコスト･･･中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

総 財 務 第 6 号
令和３年１月 26 日

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長
御中

総務省自治財政局財務調査課長
（ 公 印 省 略 ）

令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての
留意事項について

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、令和２年３月 31 日時点で、全地方公共団体の 99.9%にあたる 1786 団体において策定済みとなり、また、個別施設計画についても、令和２年 10 月 13 日に開催されたインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、令和２年度末には、ほとんどの施設類型で８割以上の策定率となる見込みとの調査結果が示されました。

このような中、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針 2019 ～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」（令和元年６月 21 日閣議決定）等も踏まえつつ、令和３年度中に個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行うことが重要です。

総務省としても、これまで、公共施設等総合管理計画に関し、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年４月 22 日付け総財務第 75 号総務省自治財政局財務調査課長通知（平成 30 年２月 27 日付け総財務第 28 号同課長通知により改訂）。以下「指針」という。）、同日付け事務連絡「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」（以下「平成 30 年２月通知」という。）、同年４月 25 日付け事務連絡「公共施設等の適正管理の更なる推進について」（以下「平成 30 年４月通知」という。）などにより、見直しに当たっての留意点等についてお示ししてきたところですが、今般、総合管理計画の見直しに際し、記載事項の考え方等について、改めて周知いたします。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨を周知いただくようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

記

第一　総合管理計画の見直しについて

一　総合管理計画の見直しに当たっての基本的な考え方

これまでも総合管理計画については、指針等において、「総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」としているところであるが、その策定を要請してきた平成26年度から平成28年度以降、一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に、総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

二　総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

総合管理計画の記載事項については、これまでも指針等によりお示ししてきたところであるが、改めて、見直しに当たっての考え方について、以下のとおりお示しするので、ご留意いただきたい。（カッコ内は指針等における該当箇所）

なお、以下に示す事項以外の事項についても、指針等も踏まえつつ、各団体の判断により、公共施設マネジメントの推進に必要な事項を記載すること。

1　必須事項

①　基本的事項

以下の事項は、総合管理計画の基本的な構成要素であるため、盛り込む必要があること。

- 計画策定年度及び改訂年度
- 計画期間（指針P.2　第一　二（1））
- 施設保有量（指針P.2　第一　一（1））
- 現状や課題に関する基本認識（指針P.2　第一　二（3））
- 過去に行った対策の実績

・　施設保有量の推移
・　有形固定資産減価償却率の推移（指針P．７　第三　六）

②　維持管理・更新等に係る経費（指針P．２　第一　一（３）、平成30年４月通知）

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。

・　現在要している維持管理経費
・　施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
・　長寿命化対策を反映した場合の見込み
・　対策の効果額

※　見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③　公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

・　公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針（指針P．２～４　第一　二（４））
・　全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針（指針P．２　第一　二（２）、P．４　第一　二（５））

２　記載が望ましい事項

①　数値目標（指針P．４、５　第二　三、平成30年４月通知　第一　二　２）

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等の評価に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

・　計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標
・　トータルコストの縮減・平準化に関する目標　　等

②　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（指針P．４　第一　三）

この事項は、総合管理計画が、個々の施設や施設類型（道路、学校、病院等）をまたいだ優先順位や整備方針の検討に資する計画であることを踏まえ、盛り込むことが望ましいこと。

③　地方公会計（固定資産台帳）の活用（指針P．７　第三　六）

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について

盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

④　保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

この事項は、用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な運用や売却等を行うことは、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

3　団体の状況に応じて記載する事項

①　広域連携（指針P. 5　第二　六）

団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、複数団体の連携による取組も積極的に推進することが重要であり、必要に応じ、広域連携の取組について盛り込むことが望ましいこと。なお、令和２年度から、公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業について、複数団体が連携して実施する取組における実施主体を拡充していること。

②　地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

都市計画等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携を図ることは重要であり、その団体の実情に応じて、盛り込むことが望ましいこと。

第二　その他

総合管理計画の見直しの検討に当たっては、以下の点についても留意されたいこと。

一　総合管理計画の見直しに係る財政措置

令和３年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））について、特別交付税措置を講じることとしたこと。

二　「地方団体の経営・財務マネジメント強化事業」の創設

令和２年 12 月 24 日総財公第 147 号、総財務第 124 号「地方団体の『経営・財務マネジメント強化事業』の創設について（周知）」のとおり、来年度より、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じ、総合管理計画の見直しも含めた政策テーマについて、アドバイザーを派遣する事業を創設することとしたところであるため、活用いただきたいこと。

三　公共施設等適正管理推進事業債の今後のあり方

令和３年度までを事業期間とする公共施設等適正管理推進事業債の令和４年度以降のあり方については、地方公共団体における総合管理計画の見直し状況等も踏まえつつ、検討する予定であること。

なお、令和３年度までに建設工事に着手した事業については、令和４年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしたこと。

豊後高田市
公共施設等総合管理計画

平成２９年３月発行
令和　４年３月改訂

豊後高田市　財政課
住所：〒879-0692
大分県豊後高田市是永町 39 番地 3
電話：(0978) -22-3100
ＦＡＸ：(0978) -22-2725